

(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)

図面目録【電気】					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書-1	N/S	E-13	1階・上層部 電灯設備配線図	1/200
E-02	特記仕様書-2	N/S	E-14	1階電灯設備配線図(休憩室・トイレ)	1/50
E-03	特記仕様書-3	N/S	E-15	1階誘導灯設備配線図	1/200
E-04	配置図・案内図	1/500	E-16	弱電設備全体配置図	1/300
E-05	幹線設備系統図	N/S	E-17	1階弱電設備配線図	1/200
E-06	分電盤表-1	N/S	E-18	1階弱電設備配線図(休憩室・トイレ)	1/50
E-07	分電盤表-2	N/S	E-19	自動火災報知設備系統図	N/S
E-08	分電盤表-3	N/S	E-20	1階自動火災報知設備平面図	1/200
E-09	照明器具表	N/S	E-21	上層部自動火災報知設備平面図	1/200
E-10	1・R階幹線・動力設備配線図	1/200	E-22	断面図	
E-11	1階・上層部 コンセント設備配線図	1/200			
E-12	1階コンセント設備配線図(休憩室・トイレ)	1/50			

令和7年度

那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	目録
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要		図面番号	E-00
検印	管理建築士 設計製図	設計者	新里均
		資格者氏名	新里均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部
令和7年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 : (仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)
(2) 工事場所 : 那覇市港町1丁目204番地・205番地
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		(m ²)	消防法施行令別表第一
上屋	RC造+S造1階建(地下-階 塔屋-階)	1,897.10	(14)項 倉庫
計		1,897.10	

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	上屋		屋外
電灯設備	○		
動力設備	○		
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備	○		
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備	○		
監視カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯・入退室管理設備			
火災報知設備	○		
中央監視制御設備			
構内配電線路	○		
構内通信線路	○		
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理			
撤去工事			
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和7年7月 日時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和7年3月1日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

- ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)
イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。
当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>

(4) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて
本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

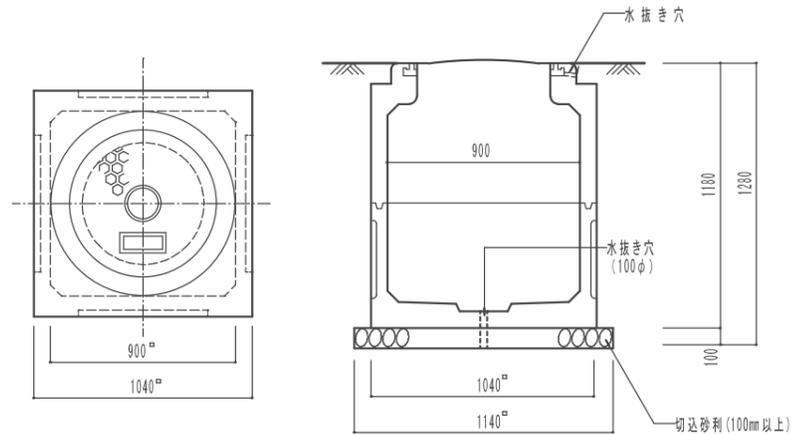
また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積ることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

- イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
ホーム>政策>仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_th2_000082.html

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)			工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地			図面名称	特記仕様書(電気設備)-1
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課			縮尺	—
概要				図面番号	E-01
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アーク5D
				資格者氏名	新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

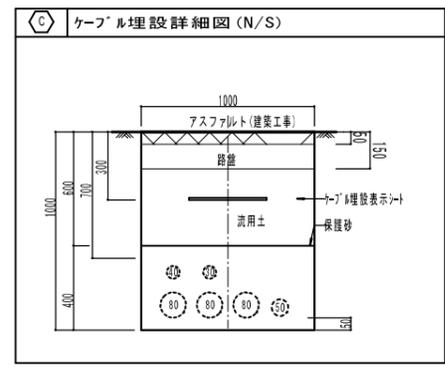
		○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	○ 17 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。	
項目		○ 10 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。			発生材の種類及び処理方法
※		○ 11 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。			引渡しを要するもの ・ 無 ・ 有(図示) 特別管理産業廃棄物 ・ 無 ・ 有(図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの ・ 無 ・ 有(図示)
一般共通事項		○ 12 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は建設部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。	(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とするとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。		
項目		○ 13 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。			
項目		○ 14 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()			
項目		○ 15 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)			
項目		○ 16 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタシヨベル ウ ブルダーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン			
項目		○ 8 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。			
項目		○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。			
項目		○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会) ※			
項目		○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。			
項目		○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。			
項目		5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。			
項目		6 遠隔臨場の実施(1.1.14)	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。			
項目		7 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。			
項目		○ 8 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。			

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)		工事年度	令和 7 年度	
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地		図面名称	特記仕様書(電気設備)-2	
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課		縮尺		
概要			図面番号	E- 02	
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アーキ5D
				資格者氏名	新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



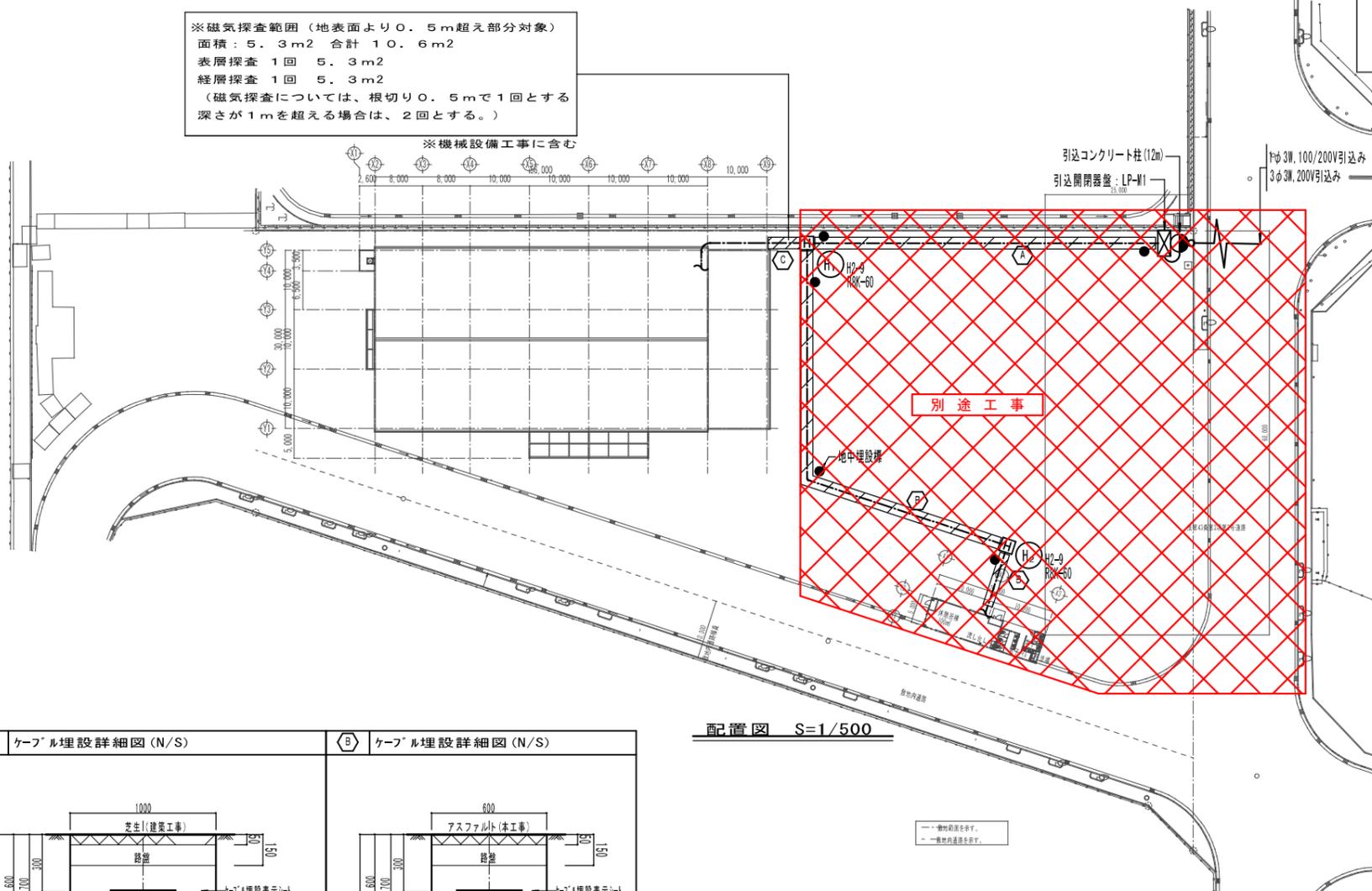
ハンドホール詳細図 NO SCALE

(FK式ハンドホール 相当品) 国土交通省規格 H2-9
 H-0909、R8K-60 鉄蓋(鎖付)、重荷重、600φ、WP
 (注:ハンガー取付とする)

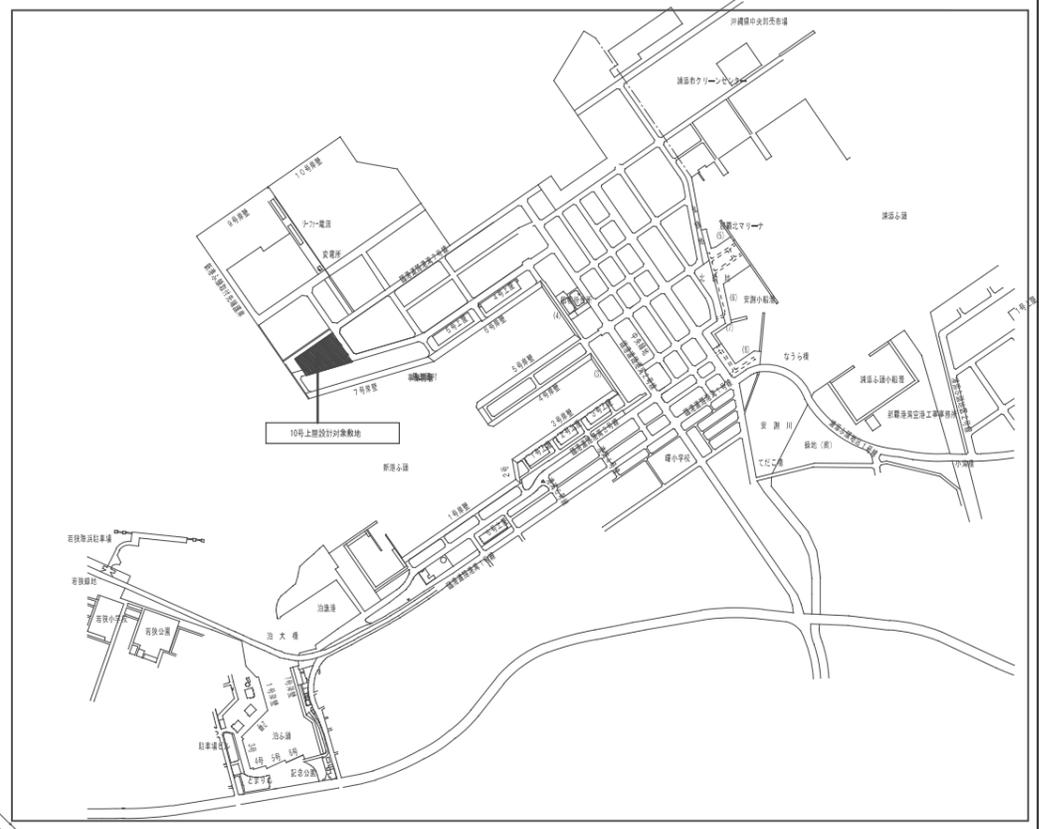
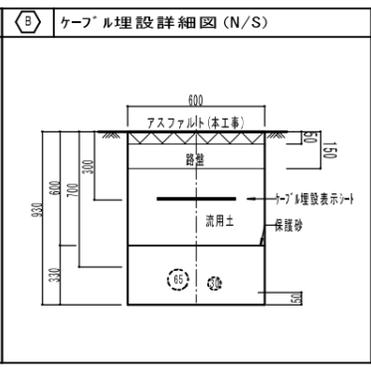
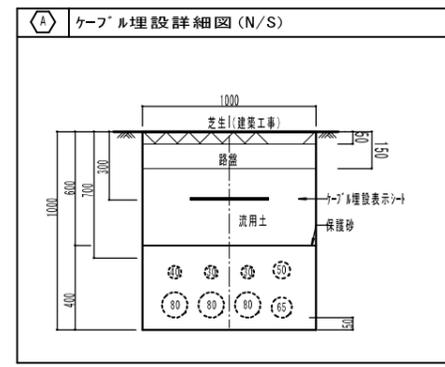


※磁気探査範囲(地表面より0.5m超え部分対象)
 面積:5.3m² 合計10.6m²
 表層探査1回 5.3m²
 経層探査1回 5.3m²
 (磁気探査については、根切り0.5mで1回とする
 深さが1mを超える場合は、2回とする。)

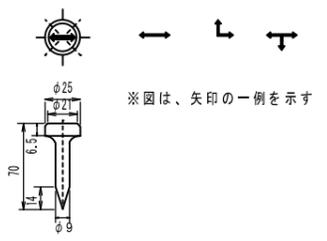
※機械設備工事に含む



配置図 S=1/500



案内図 S=N

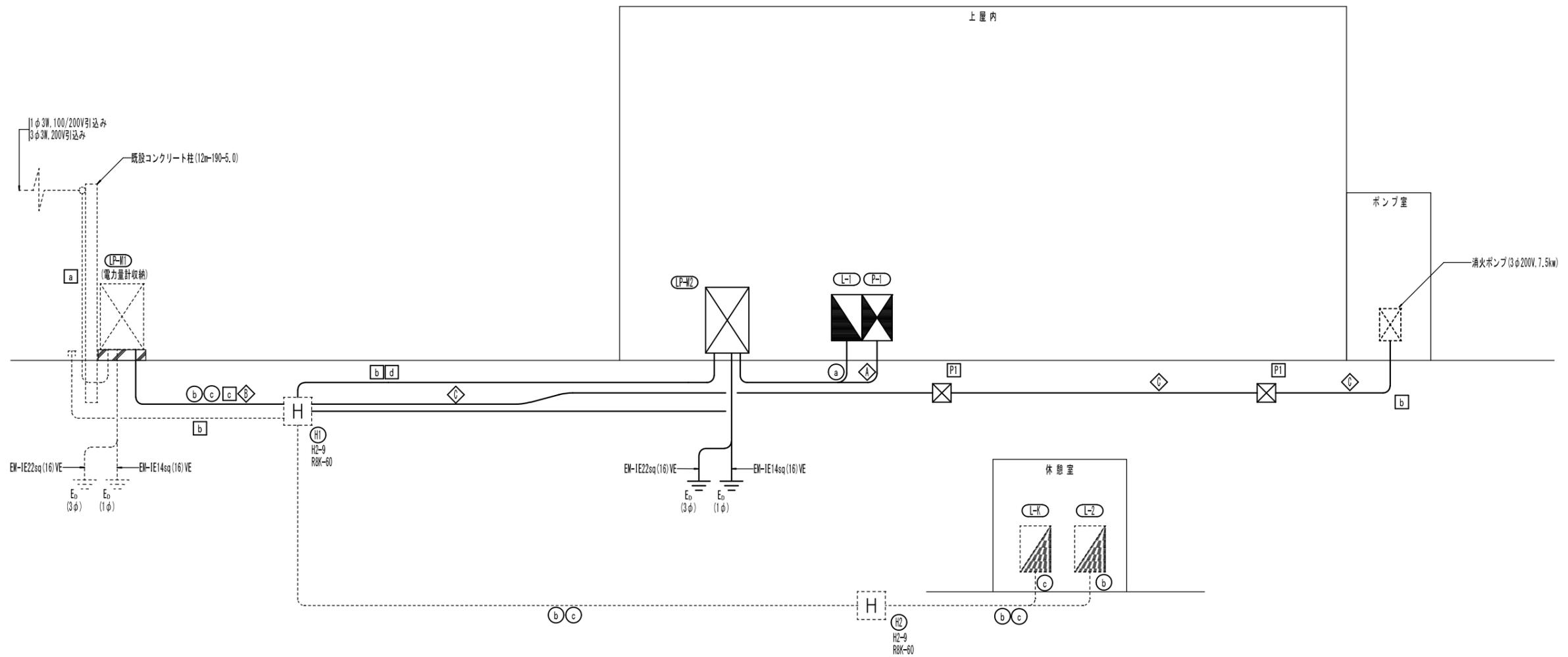


地中埋設標詳細図 NO SCALE

※ 国土交通省仕様(鉄製)

注) 頭部には、図示の矢印及び文字(参考例)を表示する。
 矢印及び文字色は、赤とする。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	配置図・案内図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/500 A3:S=1/1000
摘要		図面番号	E-04
検印	管理建築士 設計製図	設名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



幹線設備系統図

幹線番号	幹線サイズ	配管サイズ			備考	幹線番号	幹線サイズ	配管サイズ			備考	幹線番号	幹線サイズ	配管サイズ			備考
		地中	インパイ	露出				地中	インパイ	露出				地中	インパイ	露出	
①	1φCET14sq E5.5sq		(36)VE	(36)HIVE	LP-M2→L-1	◇	3φCET150sq E22sq	(82)VE	(82)HIVE	LP-M2→P-1	□	1φCET60sq	(65)FEP	(54)HIVE			
②	1φCET60sq E6.5sq	(65)FEP	(54)VE	(54)HIVE	LP-M1→L-2	◇	3φEM-FP22sq-3C E8sq	既設配管	既設配管	既設配管	LP-M1→ハンド'ホールH1	□	3φCET150sq	(80)FEP	(82)HIVE		
③	1φCE14sq-3C E5.5sq	(30)FEP	(28)VE	(28)HIVE	LP-M1→L-K	◇	3φEM-FP22sq-3C E8sq	(40)FEP	(42)VE	(51)E	ハンド'ホールH1→消火ポンプ	□	—φ—	(80)FEP×2		引込柱立上げまで	
												□	1φCET38sq	既設配管	既設配管	既設配管	LP-M1→ハンド'ホールH1
												□	3φCET150sq	既設配管	既設配管	既設配管	LP-M1→ハンド'ホールH1
												□	1φCE8sq-3C	既設配管	既設配管	既設配管	LP-M1→ハンド'ホールH1
												□	1φCET38sq	(50)FEP	(54)VE	(54)HIVE	ハンド'ホールH1→LP-M2
												□	3φCET150sq	(80)FEP	(82)VE	(82)HIVE	ハンド'ホールH1→LP-M2
												□	1φCE8sq-3C	(30)FEP	(28)VE	(28)HIVE	ハンド'ホールH1→LP-M2

※別途工事

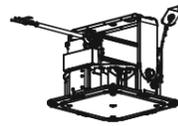
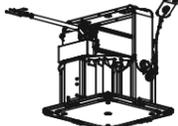
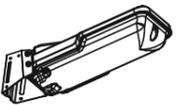
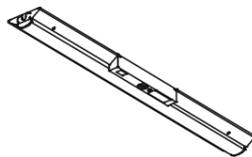
番号	ブルボックスサイズ	材質
PI	250×250×200	SUS-WP

注) 系統図のブルボックスサイズは上記とする。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	幹線設備系統図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要		図面番号	E-05
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		計 者	資格者氏名 新里 均
			登録番号 一級建築士大臣登録第218581号
			所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

盤名称 盤形式 幹線番号	電気方式 主幹容量	回路 番号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器			負 荷 名 称	負 荷 容 量 (KW)	備 考
				MCCB ELCB	P	A F / A T RRV			
3φ3W、200V									
			200	ELCB	3	50/15	シャッター	0.75	
			200	ELCB	3	50/15	シャッター	0.75	
			200	ELCB	3	50/15	シャッター	0.75	
			200	ELCB	3	50/15	シャッター	0.75	
			200	ELCB	3	50/—	リ-フ-ァ-コ-ン-テ-ン-ト	10.38	将来用
			200	ELCB	3	50/—	リ-フ-ァ-コ-ン-テ-ン-ト	10.38	将来用
			200	ELCB	3	50/—	リ-フ-ァ-コ-ン-テ-ン-ト	10.38	将来用
			200	ELCB	3	50/—	リ-フ-ァ-コ-ン-テ-ン-ト	10.38	将来用
							合 計	44.52	
盤名称：動力分電盤「P-1」									
材 質：防水ステンレス製(キャビネット型)									
特記項目 注、負荷においては想定負荷であるため調整の上で決定すること。 ・指定色									

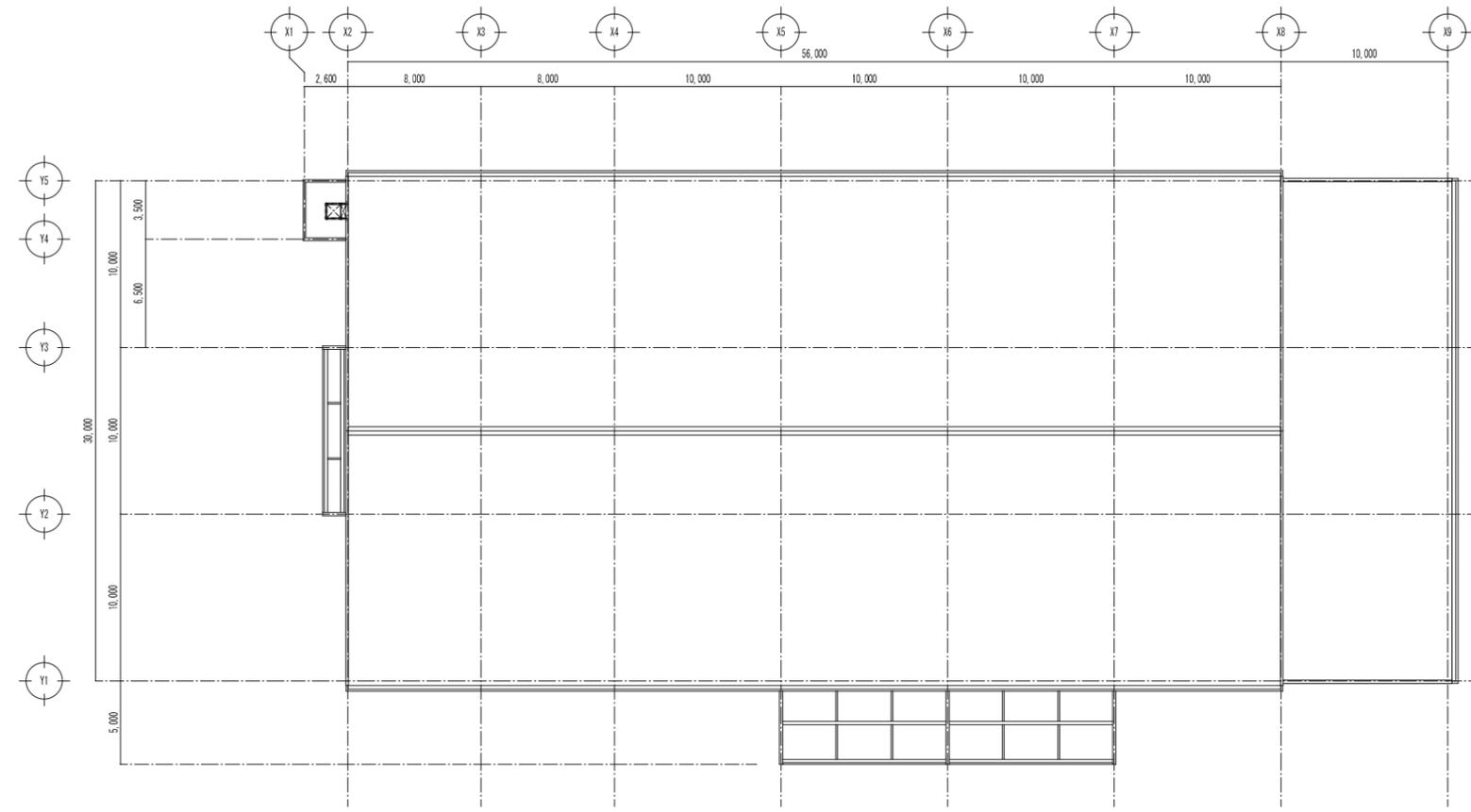
工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	分電盤表-3
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮 尺	A1:S=N A3:S=N
摘 要		図面番号	E-08
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号
		所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

A86.0 LED高天井用1500 高天井重耐塩 防湿	B113.4 LED高天井用2000 高天井重耐塩 防湿	C21.0 My40形3200固定 V形150幅	D8.8 LED10VA 防犯灯	E302.2 LED高天井用6000 投光器 重耐塩	F6.8 高天井用50K MC DL φ100																																											
 <p>LED高天井用ベースライト 昼白色 (5000K) Ra73 100V~242V共用タイプ 段階光機能付 本体：ステンレス鋼板シルバー色塗装 光源寿命：60,000時間 (光束維持率85%) 光束：16100lm 消費電力：86.0W 光源寿命お知らせ機能 参考品番 三菱 EL-GT15227N/W AHTN</p>	 <p>LED高天井用ベースライト 昼白色 (5000K) Ra73 100V~242V共用タイプ 段階光機能付 本体：ステンレス鋼板シルバー色塗装 光源寿命：60,000時間 (光束維持率85%) 光束：21200lm 消費電力：113.4W 光源寿命お知らせ機能 参考品番 三菱 EL-GT20227N/W AHTN</p>	 <p>Myシリーズ 昼白色 (5000K) Ra85 100V~242V共用タイプ 段階光機能付 ハイブリッドコネクティング (お掃除しやすい汚れ防止コネクティング) フロアシート 光源寿命：40,000時間 光束：3200lm 消費電力：21.4W 参考品番 三菱 MY-V430332/N AHTN</p>	 <p>防犯灯10VA形 昼白色 (5000K) Ra75 本体：アルミダイカスト・白色塗装仕上 光源寿命：60,000時間 光束：1400lm 消費電力：9.2W 参考品番 三菱 EL-M1400 AHN-EL-X0042</p>	 <p>LED投光器 昼白色 (5000K) Ra73 200V~254V共用タイプ 初期照度補正 本体：アルミシルバーアルマイト 光源寿命：40,000時間 (光束維持率85%) 光束：50200lm 消費電力：302.2W 参考品番 三菱 EL-S50041N/W 2AHJ</p>	 <p>埋込穴：φ100 AC100V~242V共用タイプ 固定出力 光源寿命：40000時間 光束：930lm 消費電力：6.8W グランド付 昼白色 (5000K) Ra83 参考品番 三菱 EL-D00/1 (102NM) AHN</p>																																											
G6.8 高天井用50K MC DL φ100WP	H22.6 My40形3200固定 V形150幅非常灯																																															
 <p>グランド付 昼白色 (5000K) Ra83 AC100V~242V共用タイプ 固定出力 軒下用 防雨形 光源寿命：40000時間 光束：930lm 消費電力：6.8W 埋込穴：φ100 参考品番 三菱 EL-M004/1 (102NM) AHN</p>	 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">My40 LED (非常灯)</th> <th colspan="6">保守率 0.93</th> </tr> <tr> <th>器具高さ (m)</th> <th></th> <th>2.1</th> <th>2.4</th> <th>2.6</th> <th>3.0</th> <th>4.0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体配置</td> <td>A1</td> <td>5.5</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td>6.0</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B1</td> <td>5.3</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>5.7</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>直線配置</td> <td>A2</td> <td>13.0</td> <td>13.9</td> <td>14.5</td> <td>15.4</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B2</td> <td>12.7</td> <td>13.6</td> <td>14.1</td> <td>15.0</td> <td>16.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考品番 三菱 MY-VK430330C/N AHTN</p>	My40 LED (非常灯)		保守率 0.93						器具高さ (m)		2.1	2.4	2.6	3.0	4.0	単体配置	A1	5.5	5.8	5.9	6.0	6.7		B1	5.3	5.6	5.6	5.7	5.0	直線配置	A2	13.0	13.9	14.5	15.4	17.0		B2	12.7	13.6	14.1	15.0	16.2				
My40 LED (非常灯)		保守率 0.93																																														
器具高さ (m)		2.1	2.4	2.6	3.0	4.0																																										
単体配置	A1	5.5	5.8	5.9	6.0	6.7																																										
	B1	5.3	5.6	5.6	5.7	5.0																																										
直線配置	A2	13.0	13.9	14.5	15.4	17.0																																										
	B2	12.7	13.6	14.1	15.0	16.2																																										
 <p>LED誘導灯C級片面直付</p>	 <p>LED誘導灯B級片面直付</p>																																															
 <p>高輝度誘導灯ルクセントLED s 壁・天井直付形・吊下兼用形 本体：プラスチック・白色仕上 (マンセルNo. N9.0) 品番：S1-1081S 参考品番 三菱 KSH1951B IEL</p>	 <p>高輝度誘導灯ルクセントLED s 壁・天井直付形・吊下兼用形 本体：プラスチック・白色仕上 (マンセルNo. N9.0) 品番：KSH4951B 参考品番 三菱 KSH4951B IEL</p>																																															

・照明器具の消費電力は、JIS C8105-3の測定方法による。

注 1、図中品番は参考品番とする。

工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	照明器具表
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要	管理建築士 設計 製 図	図面番号	E-09
検印	設計	署名	(株)アーキ5D
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		

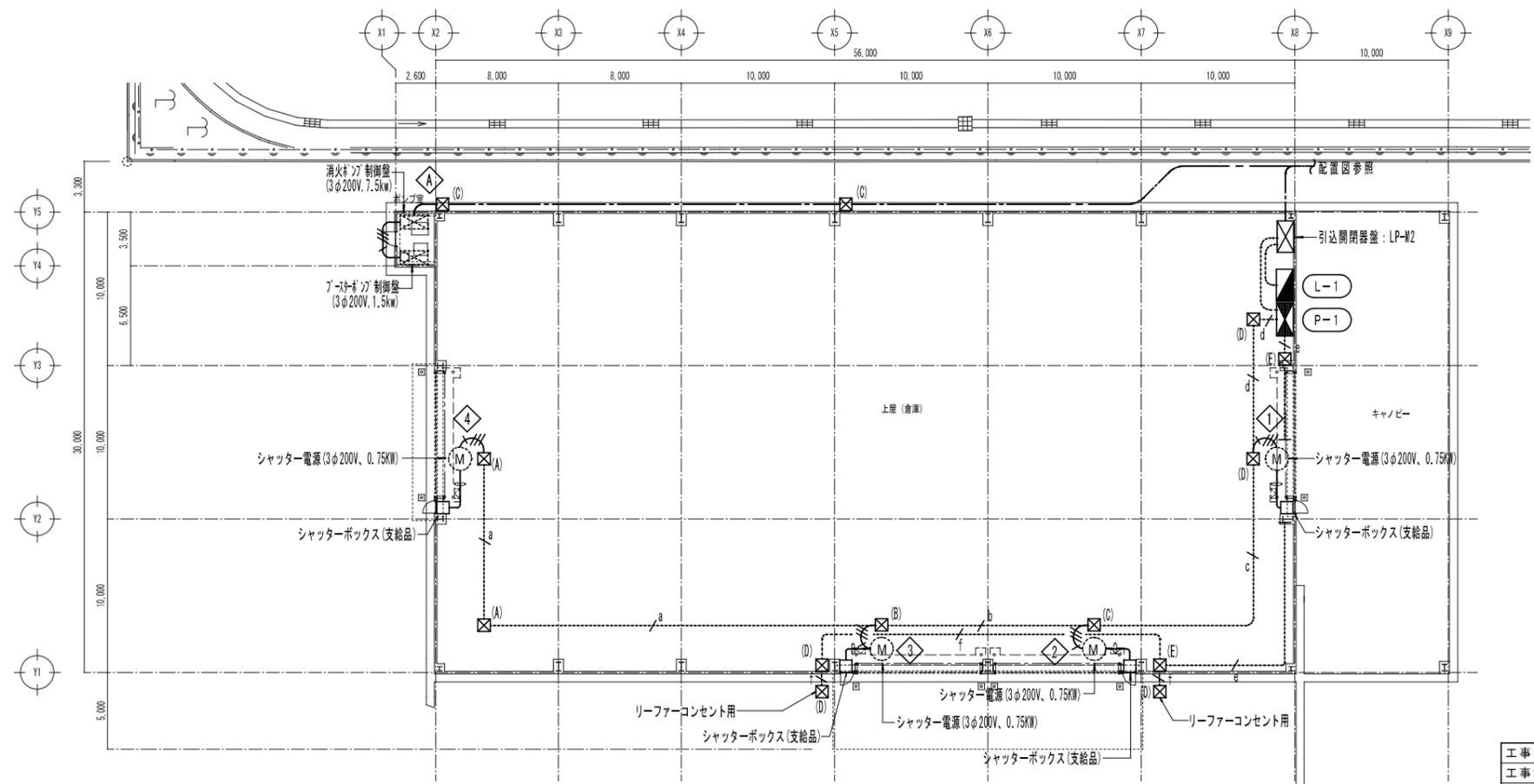
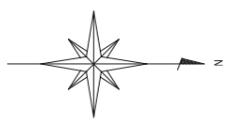


R階幹線・動力設備配線図 S=1/200

凡例
特記なき配管配線は下記による。

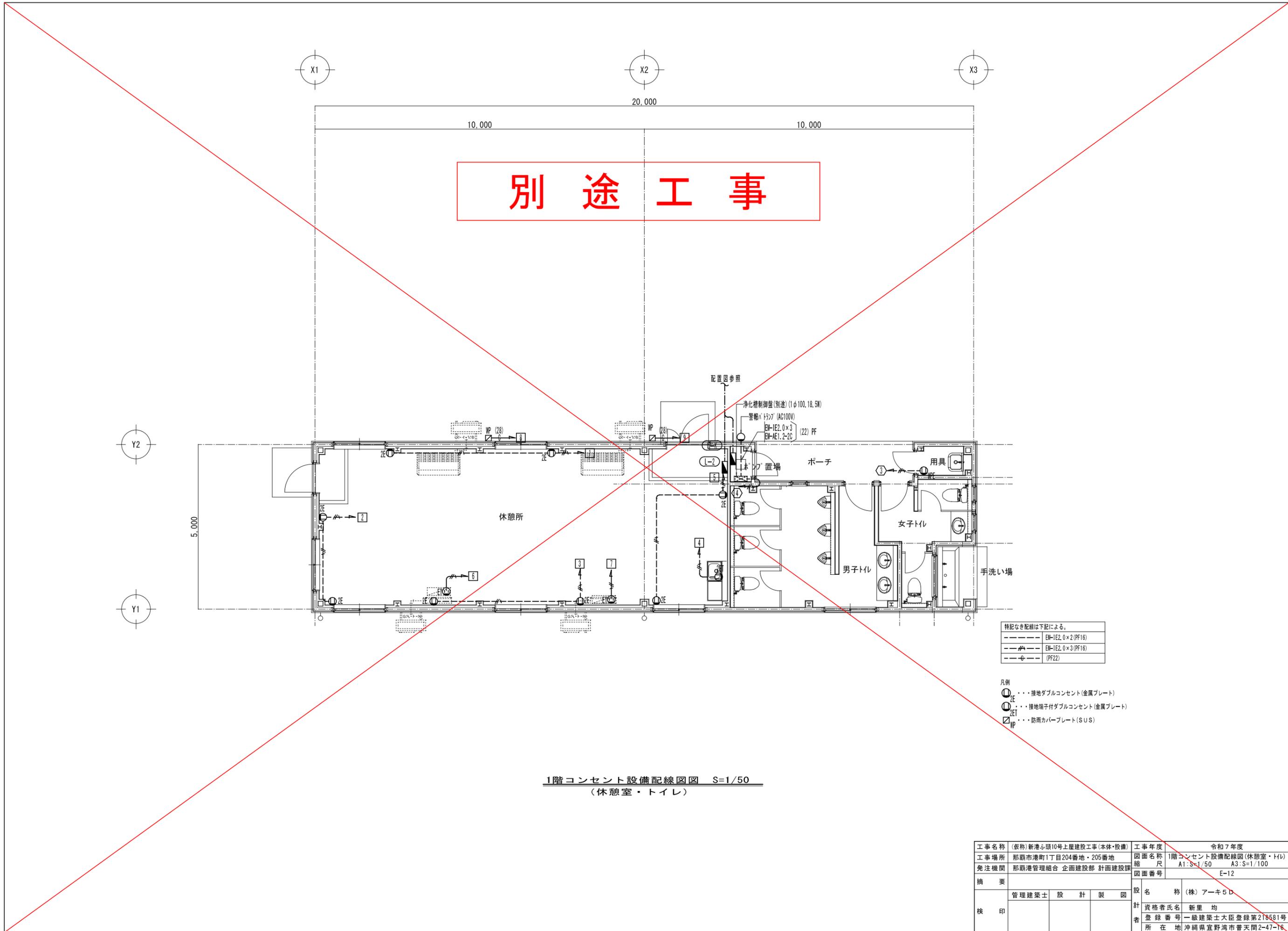
- a --- EM-CE2sq-4C (VE22)
- b --- EM-CE2sq-4C × 2 (VE36)
- c --- EM-CE2sq-4C × 3 (VE42)
- d --- EM-CE2sq-4C × 4 (VE54)
- e --- EM-CE2sq-4C (PF22)
- φ --- 空配管 (VE22)
- e --- EM-CE14sq-3C, E5.5sq (VE28) × 4
- f --- EM-CE14sq-3C, E5.5sq (VE28) × 2

- ☒ (A) ブルボックス (SUS, WP) 150 × 150 × 100
- ☒ (B) ブルボックス (SUS, WP) 200 × 200 × 200
- ☒ (C) ブルボックス (SUS, WP) 250 × 250 × 200
- ☒ (D) ブルボックス (SUS, WP) 300 × 300 × 200
- ☒ (E) ブルボックス (SUS, WP) 400 × 400 × 200



1階幹線・動力設備配線図 S=1/200

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1. R階幹線・動力設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-10
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	(株)アーキ5D	
	登録番号	新里 均	
	所在地	一級建築士大臣登録第218581号 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



別途工事

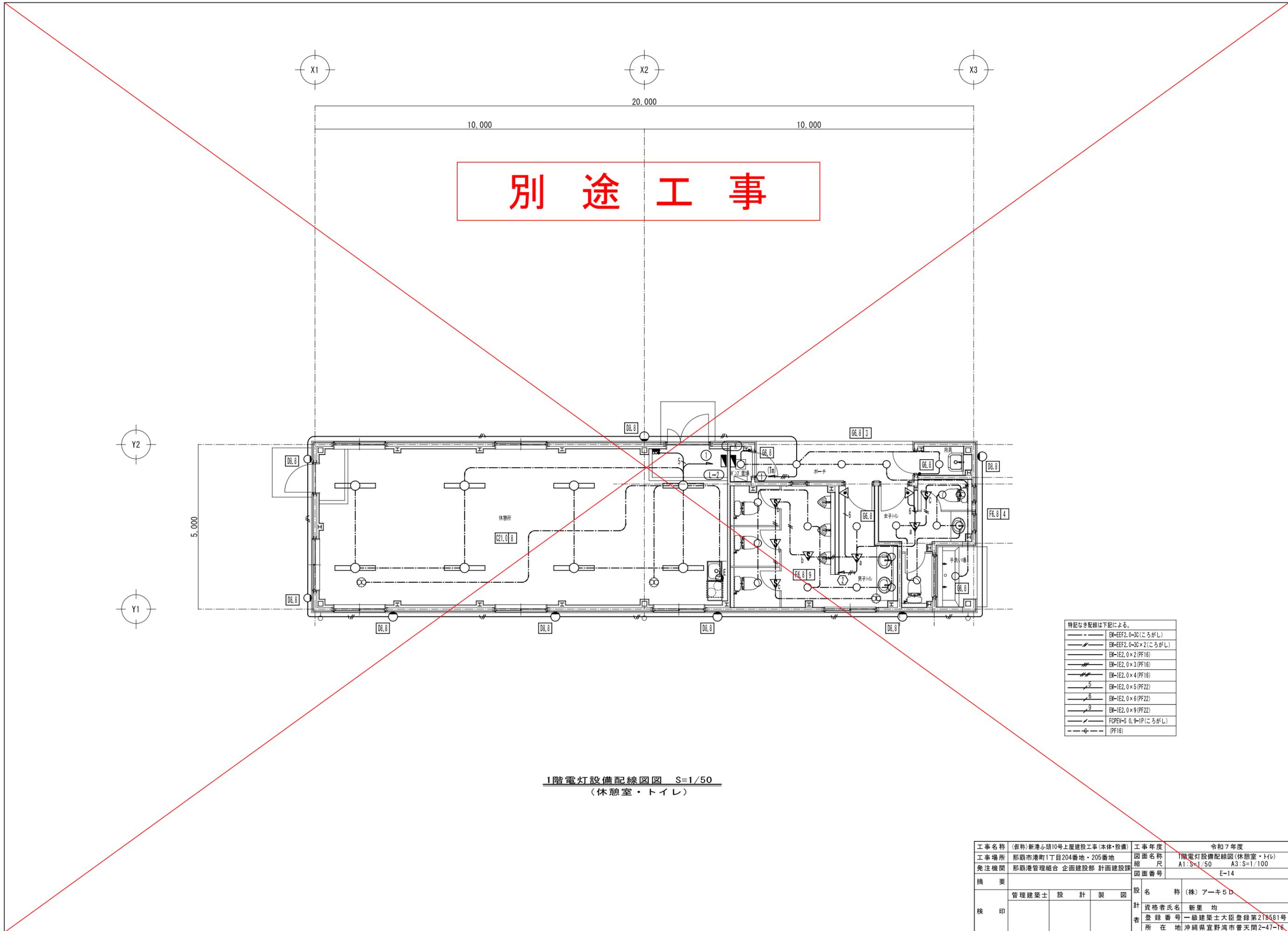
特記なき配線は下記による。

---	EM-1E2.0×2 (PF16)
-/-	EM-1E2.0×3 (PF16)
⊕	(PF22)

- 凡例
- ⊕ ... 接地ダブルコンセント(金属プレート)
 - ZE ... 接地端子付ダブルコンセント(金属プレート)
 - ZET ... 接地端子付ダブルコンセント(金属プレート)
 - NP ... 防雨カバープレート(SUS)

1階コンセント設備配線図 S=1/50
(休憩室・トイレ)

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階コンセント設備配線図(休憩室・トイレ)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要		図面番号	E-12
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



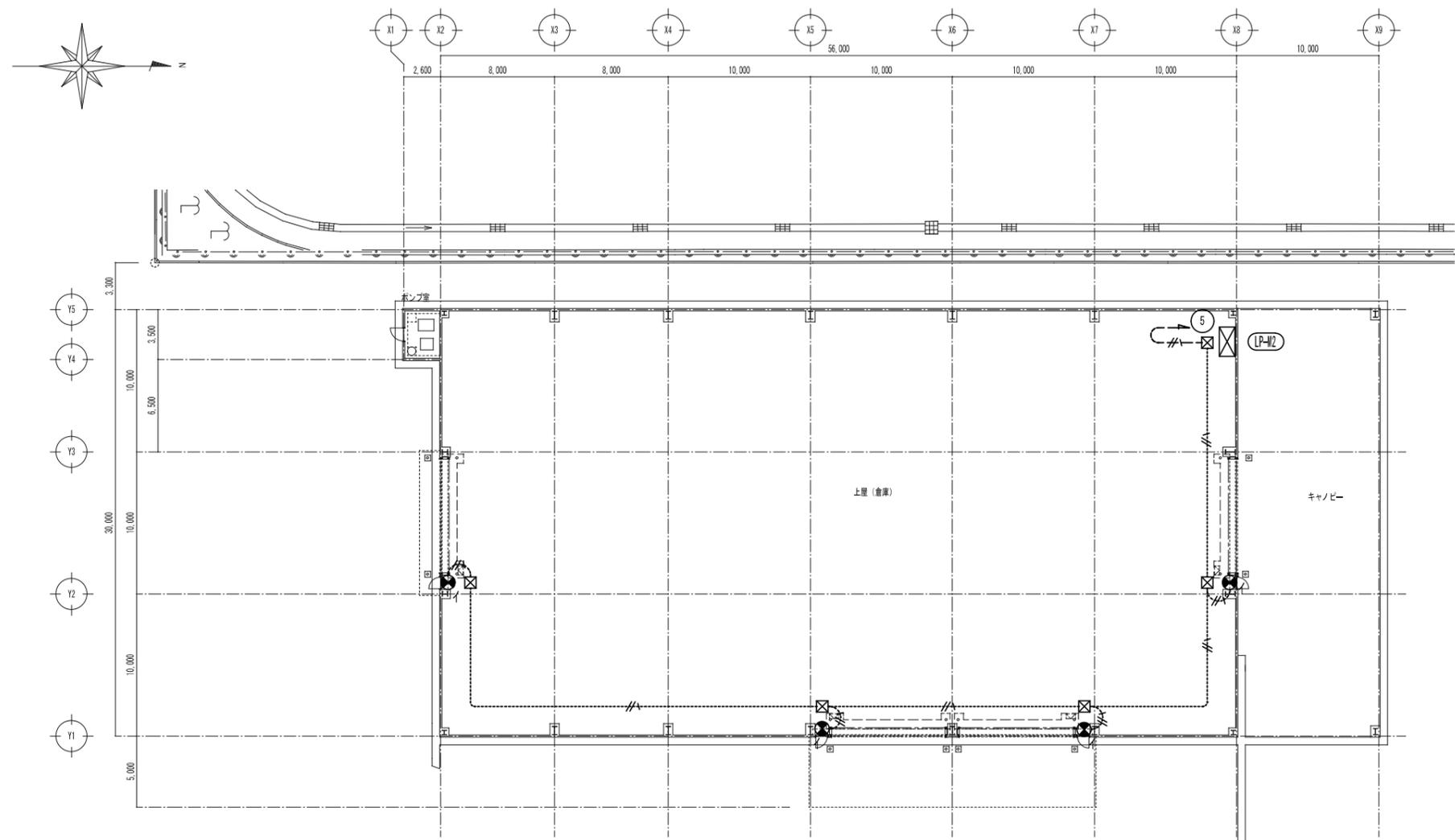
別 途 工 事

特記なき配線は下記による。

---	EM-EEF2.0-30(ころがし)
---	EM-EEF2.0-30×2(ころがし)
---	EM-IE2.0×2(PF16)
---	EM-IE2.0×3(PF16)
---	EM-IE2.0×4(PF16)
5	EM-IE2.0×5(PF22)
6	EM-IE2.0×6(PF22)
9	EM-IE2.0×9(PF22)
---	FCPEV-S 0.9-1P(ころがし)
---	(PF16)

1階電灯設備配線図 S=1/50
(休憩室・トイレ)

工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本棟・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階電灯設備配線図(休憩室・トイレ)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘要		図面番号	E-14
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



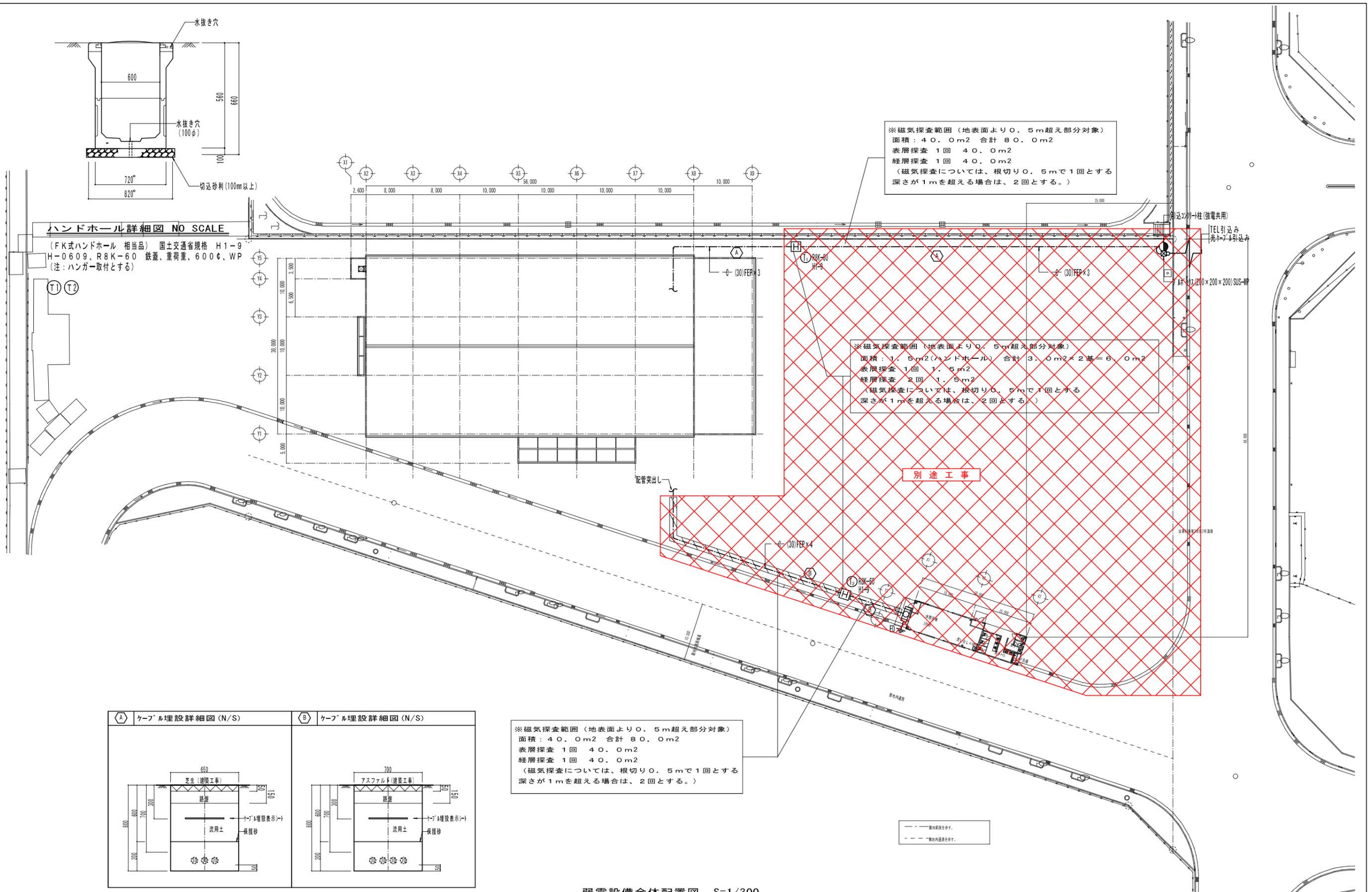
特記なき配線は下記による。	
	EM-1E2.0x3 (PF16)
	EM-1E2.0x3 (VE16)

- ... プルボックス (150×150×100) WP-SUS
- ... 誘導灯B板 (照明器具表参照)

1階誘導灯設備配線図 S=1/200

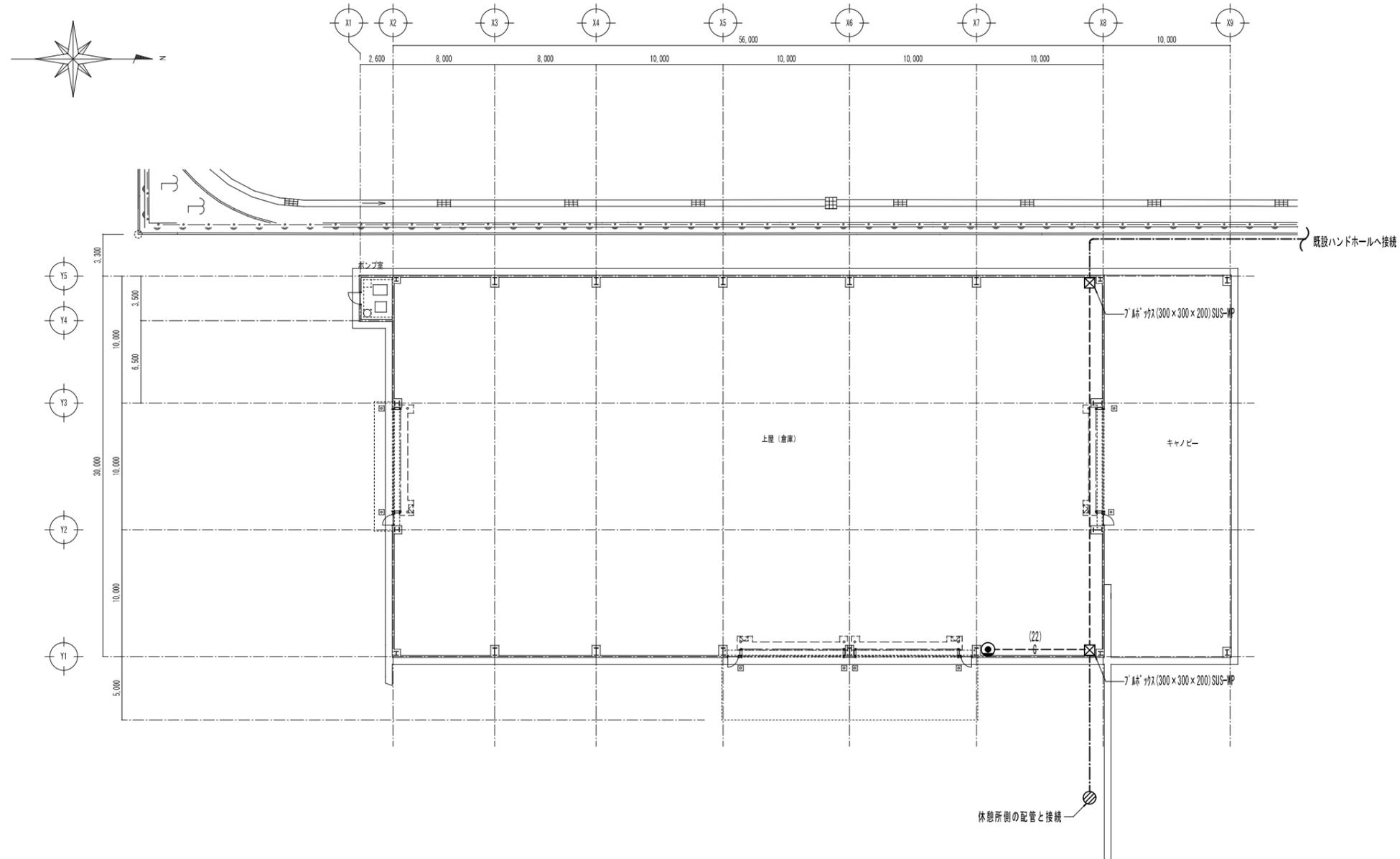
※避難口誘導灯は、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが、1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階誘導灯設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要	図面番号 E-15		
検印	管理建築士	設計	製図
	設 名 称 (株)アーキ5D		
	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



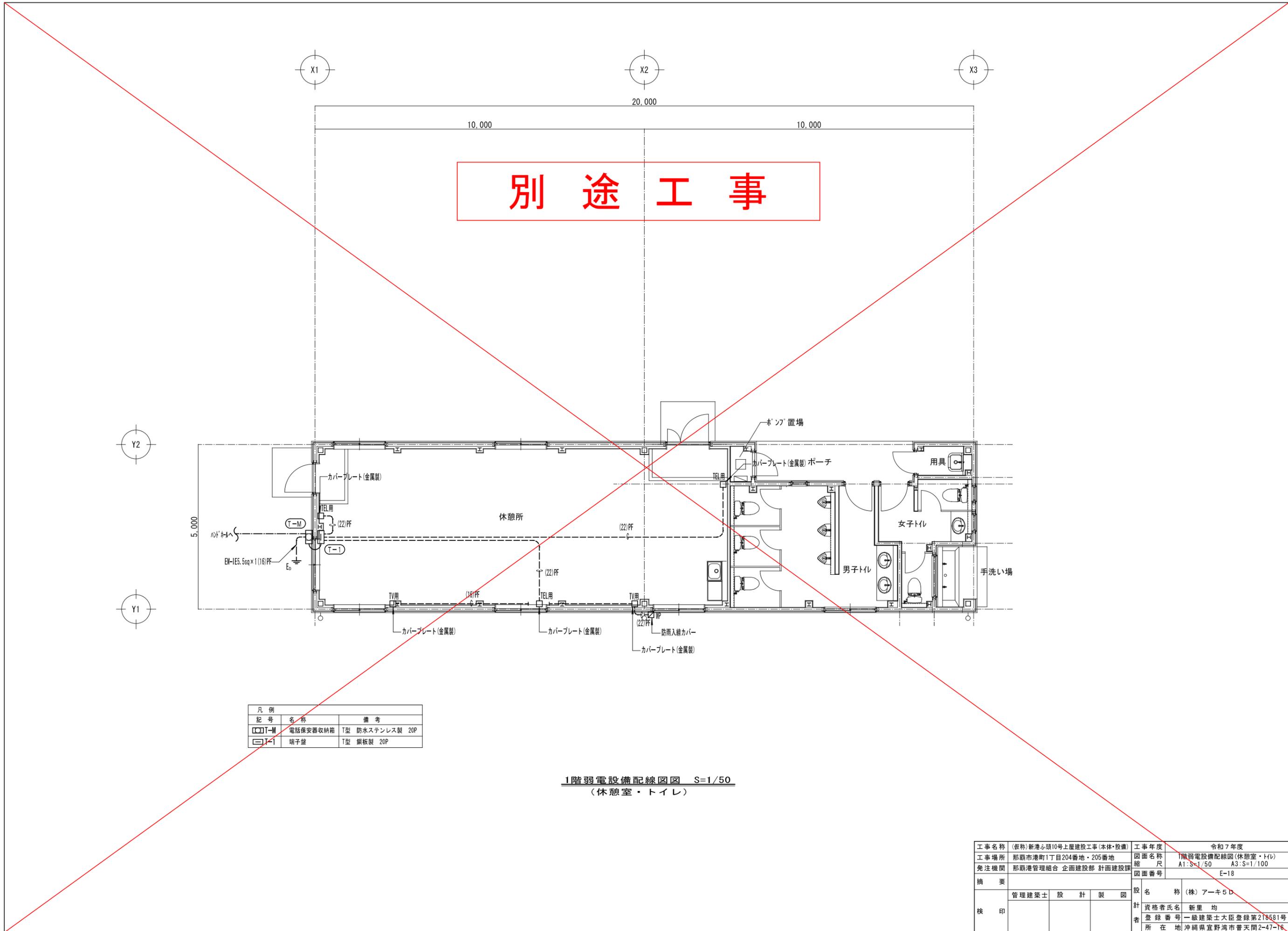
弱電設備全体配置図 S=1/300

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	弱電設備全体配置図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/300 A3:S=1/600
摘要		図面番号	E-16
検印	管理建築士	設計	製図
	設 名 称 (株)アーキ5D		
	資 格 者 氏 名 新里 均		
登 録 番 号 一級建築士大臣登録第218581号			
所 在 地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16			

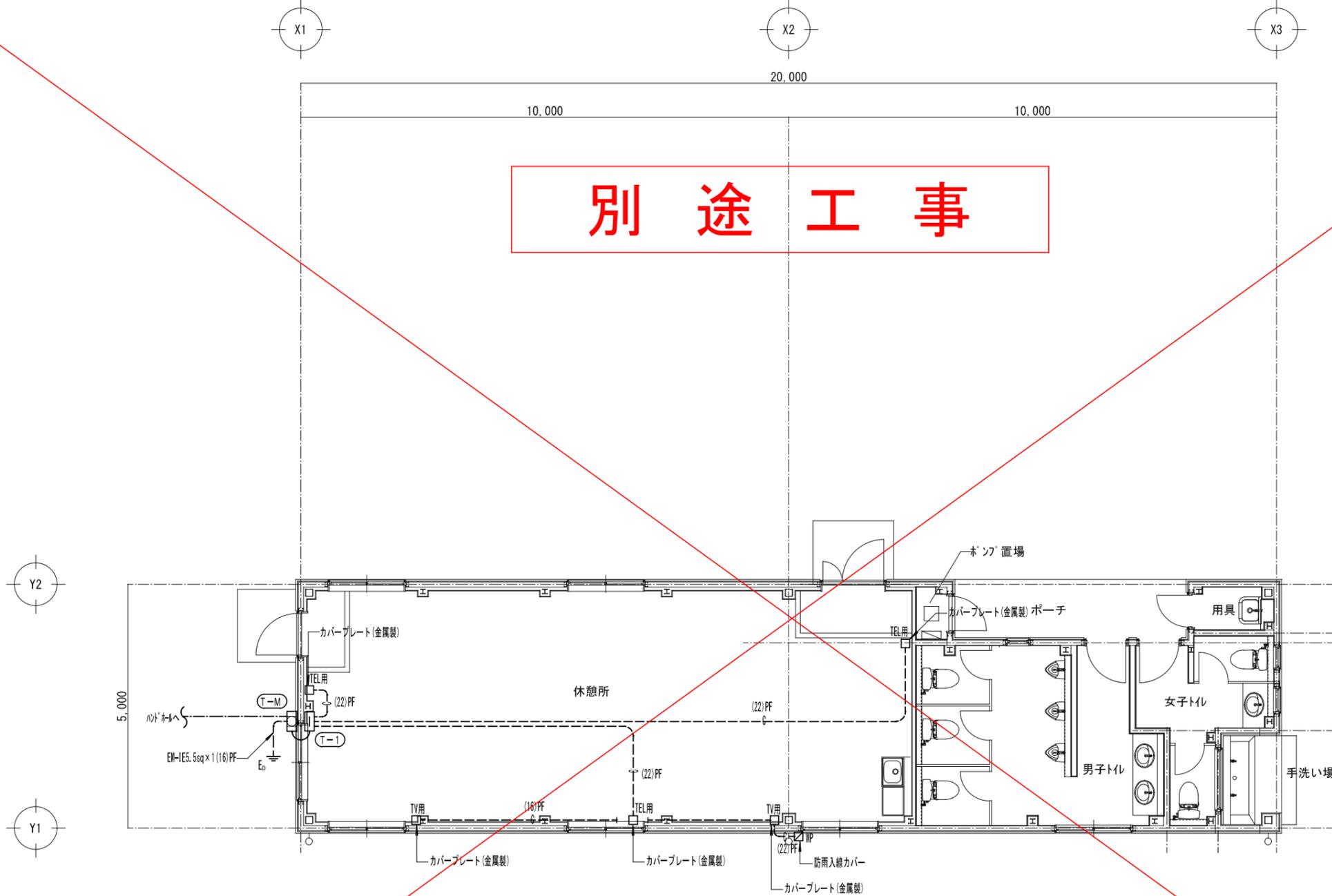


1階弱電設備配線図 S=1/200

工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階弱電設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-17
検印	管理建築士	設計	製図
設名	(株)アーキ5D		
計者	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



別 途 工 事

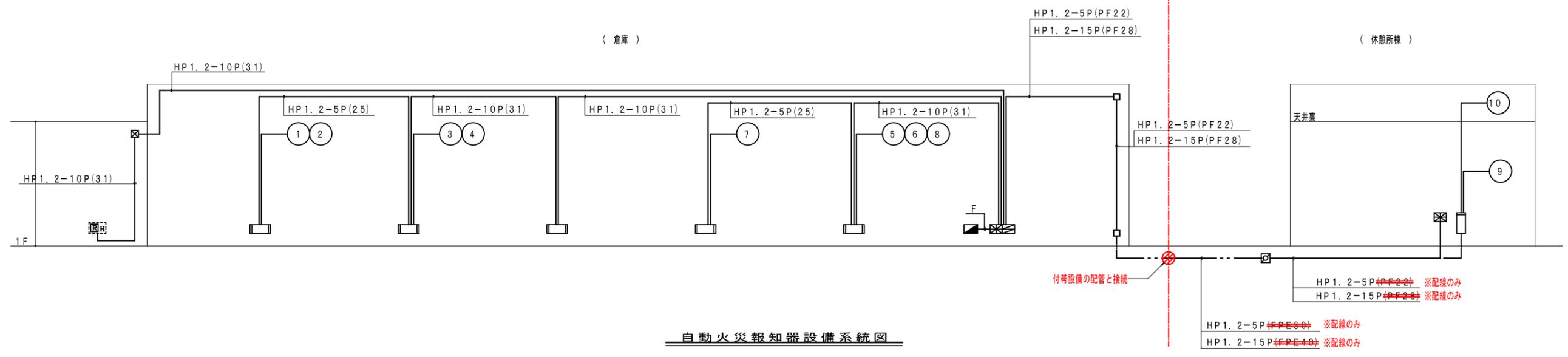


凡 例		
記号	名 称	備 考
□ T-M	電話保安器収納箱	T型 防水ステンレス製 20P
□ T-1	端子盤	T型 銅板製 20P

1階弱電設備配線図図 S=1/50
(休憩室・トイレ)

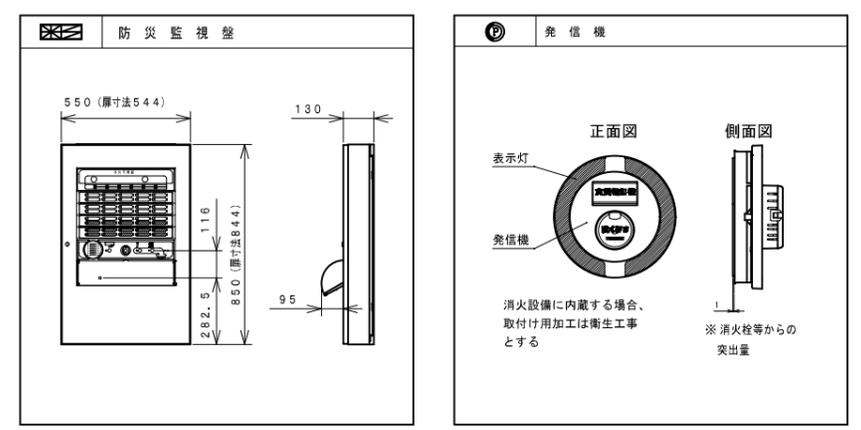
工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階弱電設備配線図(休憩室・トイレ)
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮 尺	A1:S=1/50 A3:S=1/100
摘 要		図面番号	E-18
検 印	管理建築士	設 計	設 名 称 (株)アーキ5D
		製 図	資格者氏名 新里 均
			登 録 番 号 一級建築士大臣登録第218581号
			所 在 地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

本工事 ← ○ → 別途工事



自動火災報知器設備系統図

参考機器外観図



凡例

記号	名称	記	事
	防災監視盤	P型1級	合計25回線 壁掛型 特記参照
	副受信機	P型1級	25回線
	機器収容箱	消火栓箱組込型	Ⓟ 収容
	機器収容箱	露出型	XX 収容
	機器収容箱	露出型	XXX 収容
	発信機	P型1級	フラット型表示灯付
	地区音響装置	DC24V 8mA	
	差動式スポット型感知器	2種	
	差動式スポット型感知器	2種	防水型
	差動式分布型検出器	2種	
	空気管	メッセンジャー付	取付金具付
	空気管	引込箇所	
	終端抵抗	10kΩ	
	非常用分電盤	別途工事	
	消火栓始動装置	表示灯点滅装置 AC200V/24V 70VA	消火栓ポンプ制御盤組込
	光電式スポット型感知器	3種	
	危害防止用連動中継器	防火シャッター用	DC24V 0.5A以下 建築工事
	配管配線	天井いんべい	
	配管配線	ケーブル線	
	配管配線	床いんべい	
	配管配線	露出	
	配管配線	地中埋設	
	配管配線	立上り、引下げ、素通し	
	ジョイントボックス		
	プルボックス		
	ハンドホルダー		
	警戒区域境界線		
	警戒区域番号		No. 1 ~ 10

特記

1) 防災監視盤の仕様は下記の通り。
 ・主音響 ー 音声案内機能付
 ・音声ガイダンス機能 ー 操作手順ガイダンス
 ・カラーユニバーサルデザイン ー 色弱者対応・高齢者対応 (CUDO認定品)
 ・履歴機能 ー 7セグメント表示
 ・非火災報対策 ー 過去1ヶ月蓄積状態学習機能
 ・誤操作防止機能付
 ・回線内訳

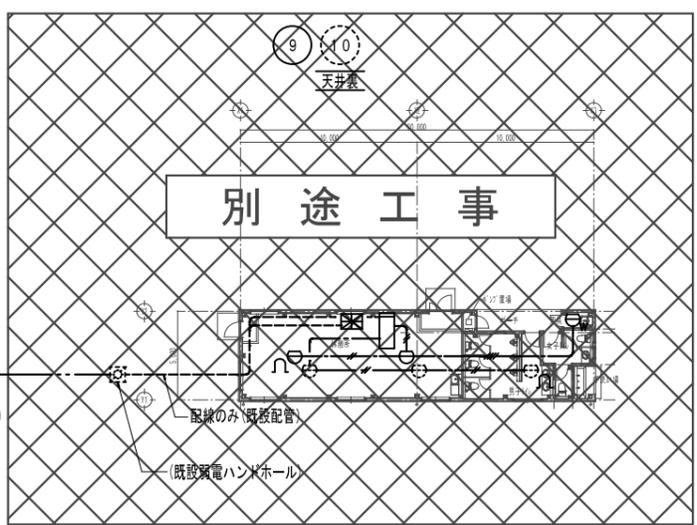
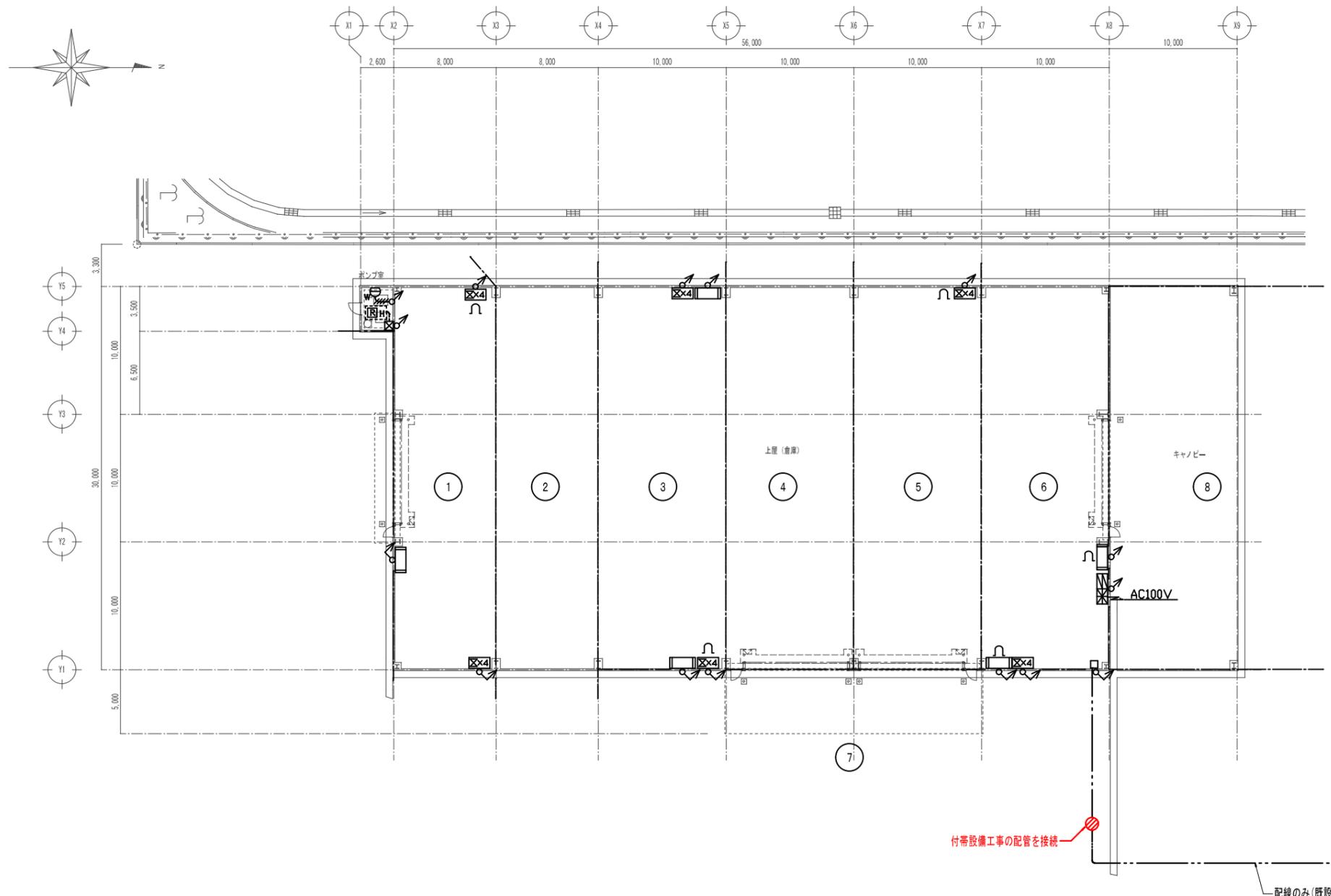
自火報	10L
消火栓ポンプ運転	1L
消火栓ポンプ故障	1L
消火栓呼水槽減水	1L
予備	12L
合計	25L

2) 地区警報は一斉鳴動方式とする。
 3) 危害防止用連動中継器の取り付けは建築 (シャッター) 工事とし、当該中継器への常用電源AC100V供給は別途電気工事とする。
 4) 感知器取付け用吊り金具および金具取付工事までは別途電気工事とする。
 5) 図中点線の感知器は天井裏設置とする。
 6) 特記なき配管配線は下記の通りとする。

	AE 1.2-2C		AE 1.2-2C (19)
	AE 1.2-4C		AE 1.2-4C (19)
			AE 1.2-2C (PF16)
			AE 1.2-4C (PF16)
	HP 1.2-3C		HP 1.2-3C (PF16)
			FP1.6x2-E1.6 (PF16)

7) 煙感知器は壁・梁等から60cm以上 (熱感知器は40cm以上) 離れた場所に設置すること。
 8) 煙感知器は60cm以上の梁等 (熱感知器は40cm以上) に設置すること。
 9) クーラー及び換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離して設置すること。
 10) 発信機は床面から高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に付けてください。また、表示灯は赤色の灯火で、取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから点灯していることが容易に識別できるようにすること。

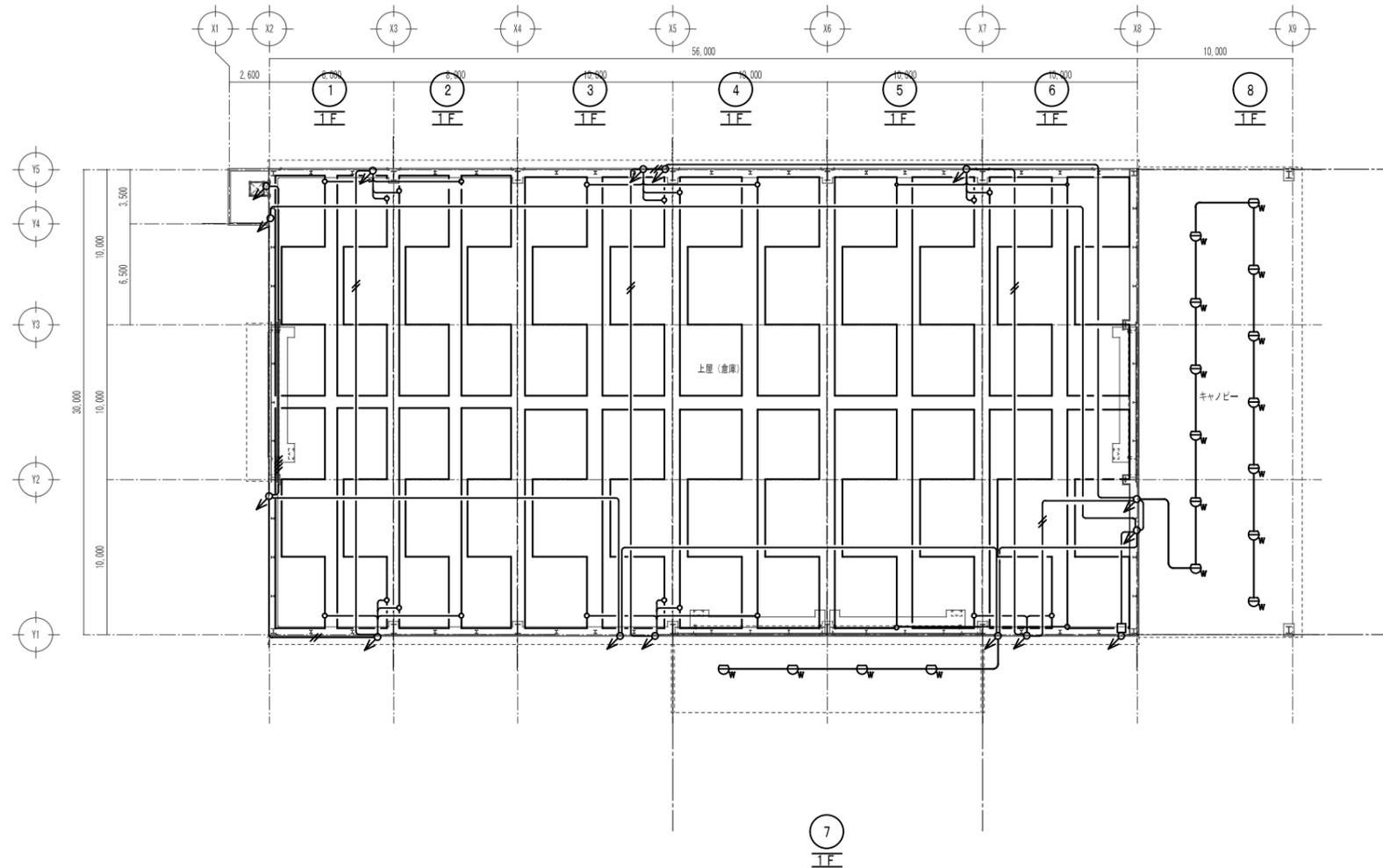
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	自動火災報知器設備系統図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	図面尺	A1:S=N A3:S=N
概要		図面番号	E-19
検印	管理建築士	設計	製
設計者	名称 (株)アーキ5D		
	資格者氏名 新里 均		
	登録番号 一級建築士大臣登録第218581号		
	所在地 沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



幹線(立上り、引下げ等)は系統図参照とする

1階自動火災報知器設備配線図 S=1/200

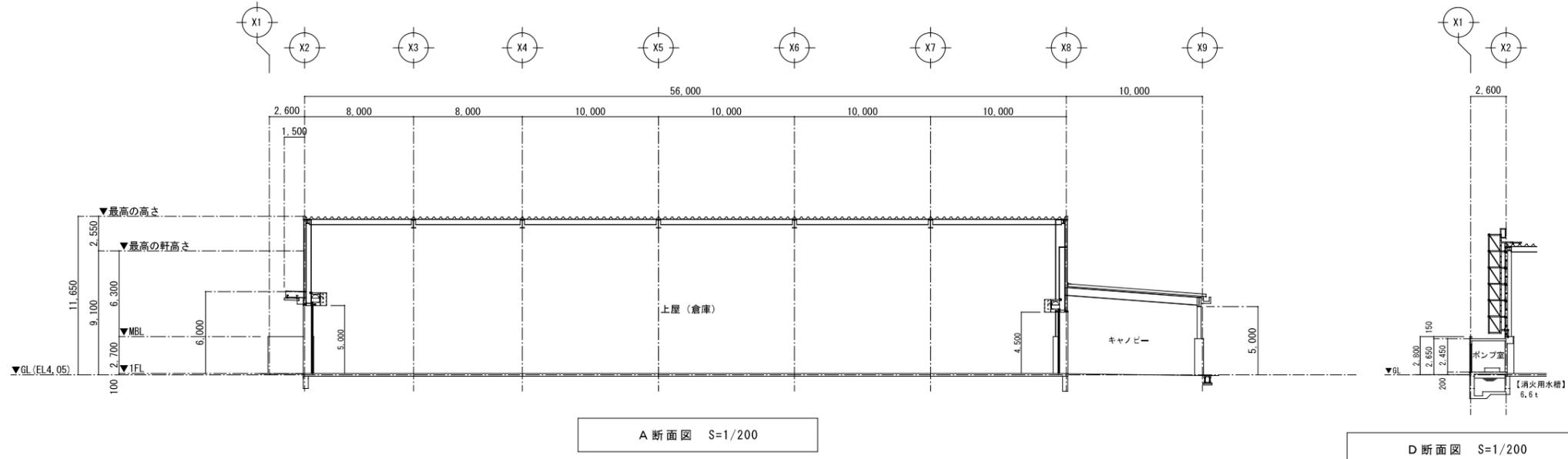
工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階自動火災報知器設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-20
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	新里均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



幹線（立上り、引下げ等）は系統図参照とする

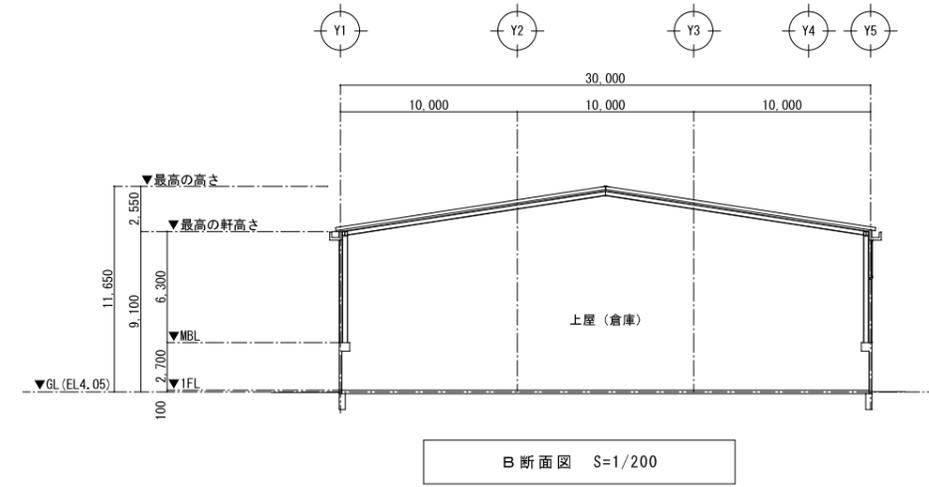
上層部自動火災報知器設備配線図 S=1/200

工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	上層部自動火災報知器設備配線図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	E-21
検印	管理建築士	設計	製図
設名	(株)アーキ5D		
計者	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	

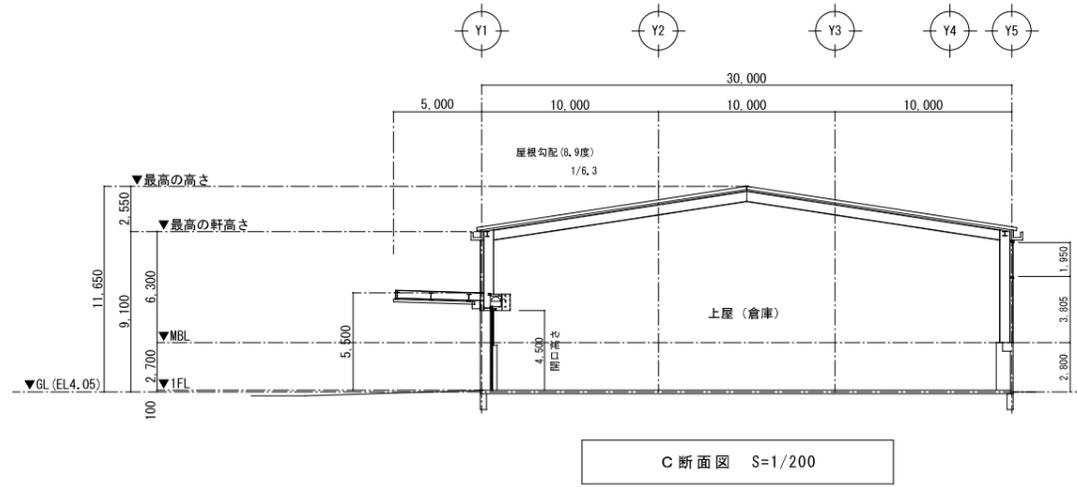


A断面図 S=1/200

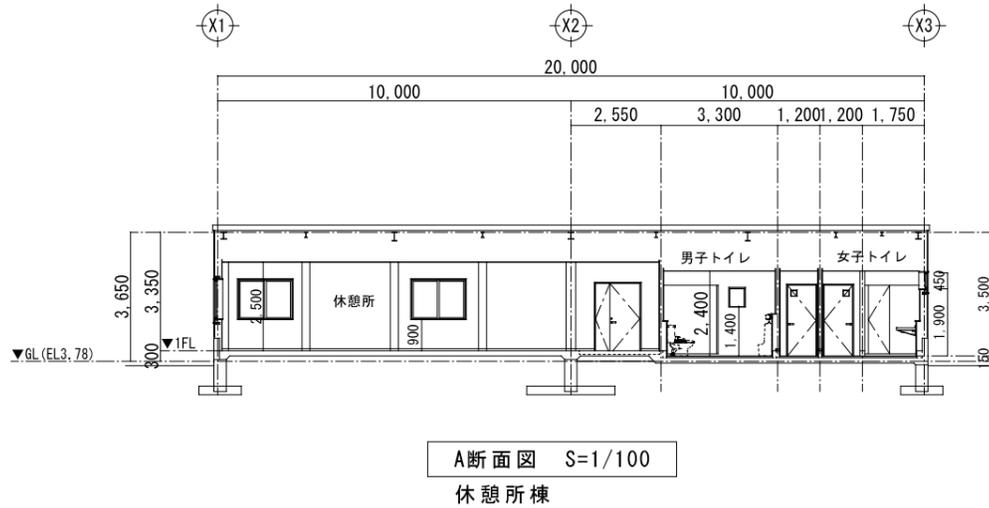
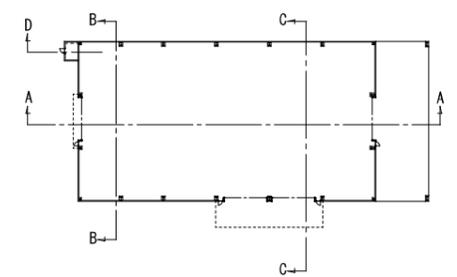
D断面図 S=1/200



B断面図 S=1/200

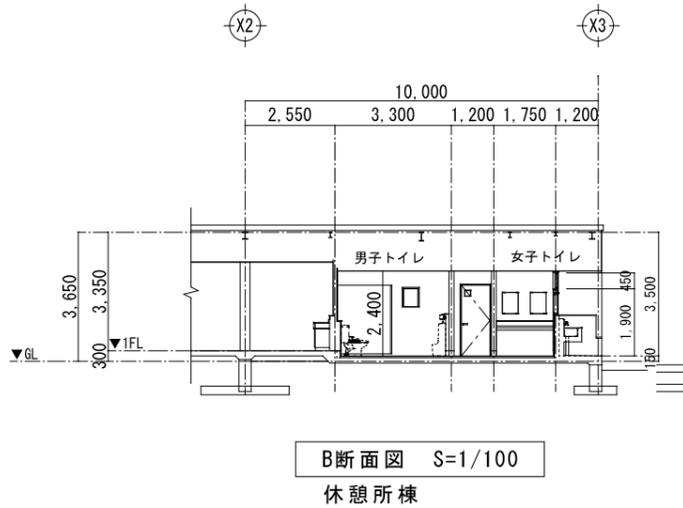


C断面図 S=1/200



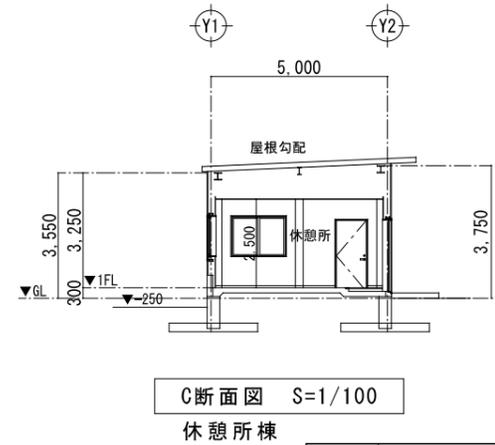
A断面図 S=1/100

休憩所棟



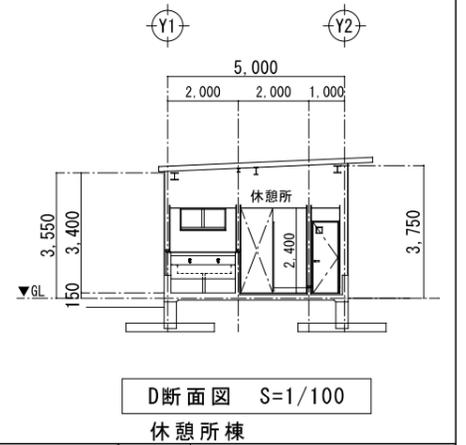
B断面図 S=1/100

休憩所棟



C断面図 S=1/100

休憩所棟



D断面図 S=1/100

休憩所棟

工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	断面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/100, 1/200 A3:S=1/200, 1/400
摘要		図面番号	E-22
検印	管理建築士 設計製図	設名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

(仮称) 新港ふ頭 10号上屋建設工事 (本体・設備)

図面目録【機械】		
図面番号	図面名称	縮尺
M-01	特記仕様書-1	N/S
M-02	特記仕様書-2	N/S
M-03	特記仕様書-3	N/S
M-04	特記仕様書-4	N/S
M-05	配置図・案内図	1/500
M-06	機器・器具表	N/S
M-07	消火設備系統図	N/S
M-08	1階換気・給水・消火設備平面図	1/50, 1/200
M-09	上層部消火設備平面図	1/200
M-10	断面図	1/200

令和7年度

那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	目録
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=N A3:S=N
摘要		図面番号	M-00
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部
令和7年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 : (仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)
(2) 工事場所 : 那覇市港町1丁目204番地・205番地
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
		(m ²)	消防法施行令別表第一
上屋	RC造+S造1階建(地下-階 塔屋-階)	1,897.10	
計			

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	上屋		屋外
空調設備			
換気設備	○		
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備	○		
給水設備	○		
排水設備	○		
給湯設備			
消火設備	○		
ガス設備			
厨房機器設備			
浄化槽設備			
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事			
発生材処理			
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 年 月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和 年 月 日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。),「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準図」という。)による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>

(4) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。
(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に關しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積ることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム>政策>仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_thk2_000082.html

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)			工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地			図面名称	特記仕様書(機械設備)-1
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課			縮尺	
概要				図面番号	M-01
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アーク5D
				資格者氏名	新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

		○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。		
項目		※	特記事項		
一般共通事項					
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。				
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和7年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会) ※				
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。				
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。				
5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。				
6 遠隔臨場の実施 (1.1.14)	・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議をすることとする。				
7 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日 までに完了すること。				
○ 8 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。				
		○ 10 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。		
		○ 11 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日 までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。		
		○ 12 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・ 資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。		
		○ 13 主任技術者又は監理技術者の兼務	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。		
		○ 14 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。		
		15 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()		
		○ 16 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)		
		○ 17 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。		
		○ 18 発生材の処理等 (1.3.9)			(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン 適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) ① マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの ・ 無 ・ 有(図示) 特別管理産業廃棄物 ・ 無 ・ 有(図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの ・ 無 ・ 有(図示) (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPIに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
工事名称		(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和 7 年度	
工事場所		那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)-2	
発注機関		那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺		
概要			図面番号	M- 02	
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(株)アーキ5D
				資格者氏名	新里 均
				登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
				所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

○ 19 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>																
○ 20 ゆいぐる材について	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>																
○ 21 機材の品質等 (1.4.2)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。) ※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 																
22 技能士 (1.5.2)	<p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) 																
23 化学物質の濃度測定 (1.5.10)	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1" data-bbox="371 1365 1023 1459"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考												
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考														
24 技術検査 (1.6.2)	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。</p> <p>()</p>																
○ 25 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p>																

○ 26 情報共有システムの使用	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】:ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】 :Microsoft Windows 11</p> <p>【推奨ブラウザ】 :Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p>
27 標識その他 (1.7.4)	<p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p>
○ 28 機材	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>
○ 29 施工	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>
○ 30 耐震施工	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>(3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さに架台の高さを含むこと。ただし、含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。</p>
○ 31 磁気探査	<p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。</p>
○ 32 墜落制止用器具	<p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p>
○ 33 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	<p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p>
○ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	<p>本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業</p>
35 その他	<p>※</p>
○ 1 総合試運転調整等 (1.3.3)	<p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定 ◎ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録

○ 2 配管材料 (2.1.2)	<p>管材は別表一2による。ただし、図示されたものを除く。</p>																																							
○ 3 埋設配管 (2.7.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。 																																							
4 保温工事 (3.1.1)	<p>図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種別、施工箇所等は図示による。</p>																																							
○ 5 塗装 (3.2.1)	<p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p>																																							
○ 6 仮設工事 (4.1.1)	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。監督員事務所を本工事で</p> <p>(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。監督員事務所を設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2122 493 2775 556"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																			
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																					
○ 7 土工事 (4.2.1)	<p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 場外搬出適切処理 <p>搬出先名称()</p> <p>搬出先所在地()</p> <p>運搬距離(km)</p> <p>搬出先基準(条件)()</p>																																							
8 その他	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円) <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 																																							
空気調和設備工事																																								
1 空気調和機	<p>室外機は、図示された場合を除き以下による。</p> <p>※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)</p> <p>※端子板にヤモリガード対策を施す。</p>																																							
○ 2 制気口	<p>図示されていない制気口の材質は(・ 鋼板 ・ アルミニウム板)とする。</p>																																							
○ 3 ダクト (1.14.3)	<p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト(・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ)工法とする。</p>																																							
4 ダクト付属品	<p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト 																																							
5 設計温湿度条件	<p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1" data-bbox="2122 1417 2775 1512"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内()</th> </tr> <tr> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		外気		室内()		温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)	夏季					冬季																								
	外気		室内()																																					
	温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)																																				
夏季																																								
冬季																																								
6 その他	<p>※</p>																																							
<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)</td> <td>工事年度</td> <td>令和 7 年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>那覇市港町1丁目204番地・205番地</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書(機械設備)ー3</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課</td> <td>縮尺</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td> </td> <td>図面番号</td> <td>M- 03</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>設計者</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>名称</td> <td>(株)アーキ5D</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>資格者氏名</td> <td>新里 均</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>登録番号</td> <td>一級建築士大臣登録第218581号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>所在地</td> <td>沖縄県宜野湾市普天間2-47-16</td> </tr> </table>		工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和 7 年度	工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー3	発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺		概要		図面番号	M- 03	検印	管理建築士	設計	製図			設計者			名称	(株)アーキ5D			資格者氏名	新里 均			登録番号	一級建築士大臣登録第218581号			所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和 7 年度																																					
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)ー3																																					
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺																																						
概要		図面番号	M- 03																																					
検印	管理建築士	設計	製図																																					
			設計者																																					
			名称	(株)アーキ5D																																				
			資格者氏名	新里 均																																				
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号																																					
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16																																					

別表-1(関連工事との取り合い)

工事内容	別途工事		
	本工事 機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※	・
	架台、アンカーボルト	※	・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	・	・
	補強鉄筋	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※	・
	補強鉄筋	・	※
	型枠の穴埋め	※	・
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・
	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・	※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※
インサート	インサート	※	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・
自動制御	上記の配管、配線	・	※
	電気配管	・	・
	電気配線	・	・
	電源供給	・	※
浄化槽	コンクリート躯体	・	・
	基礎コンクリート	※	・
	基礎杭	・	・
	根切り、埋戻し	※	・
	残土処理	※	・
	防護柵	・	・
	土止め工事	・	・
	保護砂	・	・
	湧水処理	・	・
	送風機室(換気用送風機を含む)	・	・
	操作盤までの1次側電気工事	・	※
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・
	樋	ルーフトレイン及び立て樋	・
立て樋接続用埋設横引管		・	※
流し類	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)	・	※
	上記の配管接続	※	・
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※	・
身障者用手すり	衛生器具回り	※	・
	その他手すり	・	※

※配線は接続を含むものとする。

別表-2(管材)

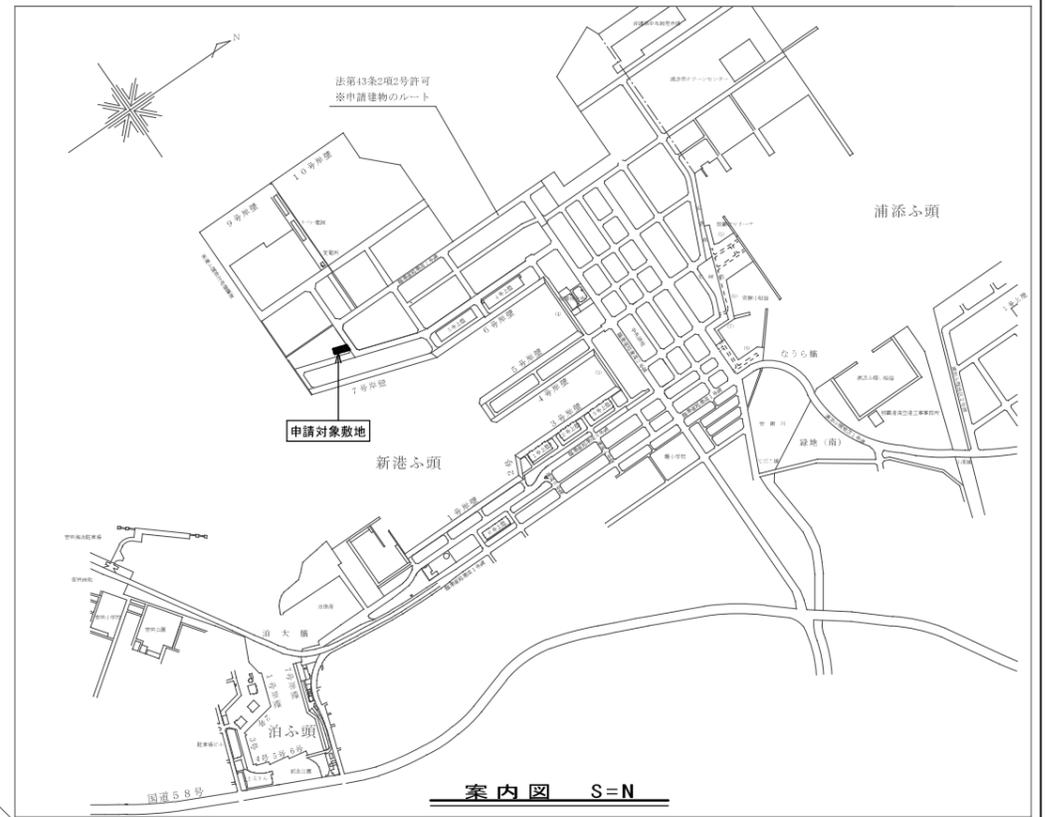
用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	該当なし
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管(HI-VP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
給湯管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	該当なし
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	消火・配管用炭素鋼鋼管(白)
	機械室・便所配管	同上。但し消火用水槽内は図示による。
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	該当なし。
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
通気管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
	機械室・便所配管	同上
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	同上
	地中配管	同上
ガス管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	該当なし
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	

特記事項

※冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。

※

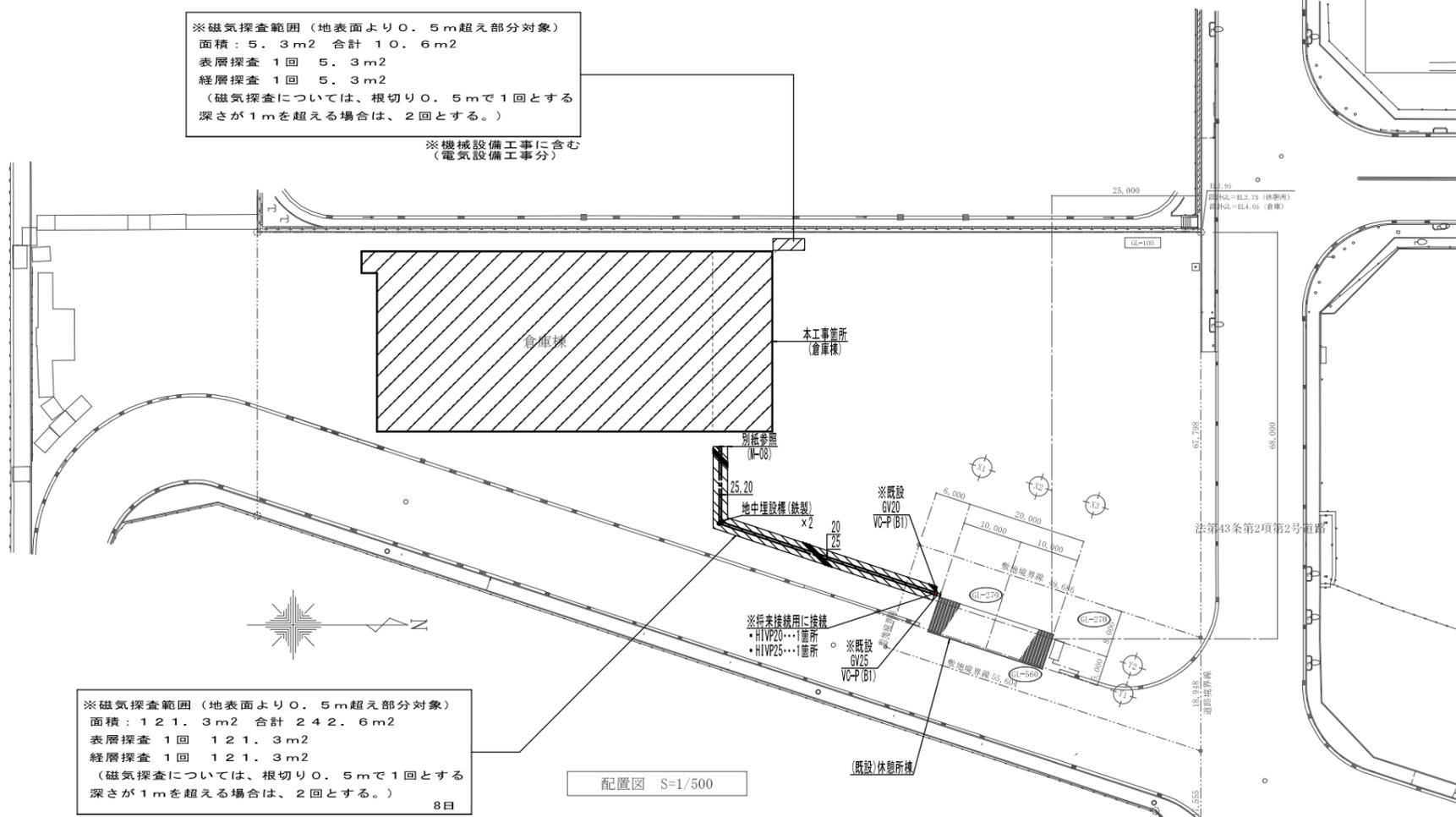
工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	特記仕様書(機械設備)-4
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	
概要		図面番号	M-04
検印	管理建築士	設計	製図
		名称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16



案内図 S=N

※磁気探査範囲（地表面より0.5m超え部分対象）
 面積：5.3m² 合計 10.6m²
 表層探査 1回 5.3m²
 経層探査 1回 5.3m²
 （磁気探査については、根切り0.5mで1回とする
 深さが1mを超える場合は、2回とする。）

※機械設備工事に含む
 （電気設備工事も）



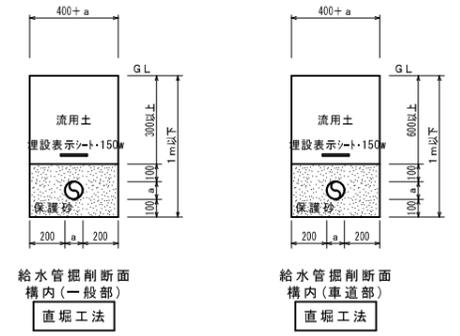
配置図 S=1/500

※磁気探査範囲（地表面より0.5m超え部分対象）
 面積：121.3m² 合計 242.6m²
 表層探査 1回 121.3m²
 経層探査 1回 121.3m²
 （磁気探査については、根切り0.5mで1回とする
 深さが1mを超える場合は、2回とする。）

8日

配置図 S=1/500

- 凡例
- 敷地範囲を示す。
 - - - 敷地内通路を示す。
 - ← アスファルト面水勾配を示す。



※構内部分

配管掘断断面参考図 NOSCALE

※：根切り深さを軽減する為、原則として施工は盛土前に行い、養生する事。
 ※：根切り深さ1.5m未満は直堀工法とする。

工事名称	(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	配置図・案内図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/500 A3:S=1/1000
摘要		図面番号	M-05
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

換気機器表

機器番号	機器名称	種別	機器仕様	付属電動機		台数	設置場所	備考	
				電源	容量[w]				
倉FE-1	天井埋込形換気扇	EA	型式：低騒音形 風量：120m ³ /h 静圧：30Pa 付属品：150φ深形パイプフード（SUS製／ガラリ付／FD付） 天吊金具，湿度スイッチ，その他附属品一式	1	100	15.5	1	上屋：1階・ポンプ室	
a	換気フード	OA	型式：150φ深形パイプフード（SUS製／防虫網付／FD付）	-	-	-	1	上屋：1階・ポンプ室	

特記事項

- 1) 排気ファンの電動機出力は、JIS C 4213 に規定された試験方法による。
- 2) 排気ファンの電動機は、JIS C4213(低圧三相かご形誘導電動機)に規定された低圧トッランナーモータとする。
- 3) 電気容量は参考値とする。
- 4) パイプフードは『指定色塗装仕様』とする。尚、色の選定については監督職員等と協議の上、決定する。

衛生器具表

記号	名称	JIS記号	品 番		附 属 品	1階（上屋）			合 計	備 考
			TOTO	LIXIL		その他（外部等）	小計			
F-1	横水栓（カップリング付）	F12	T28AKUH13	LF-15G-13-CV		3		3	3	キー式

特記事項

- 1) コンクリート等に取り付ける場合は、樹脂プラグを使用する。

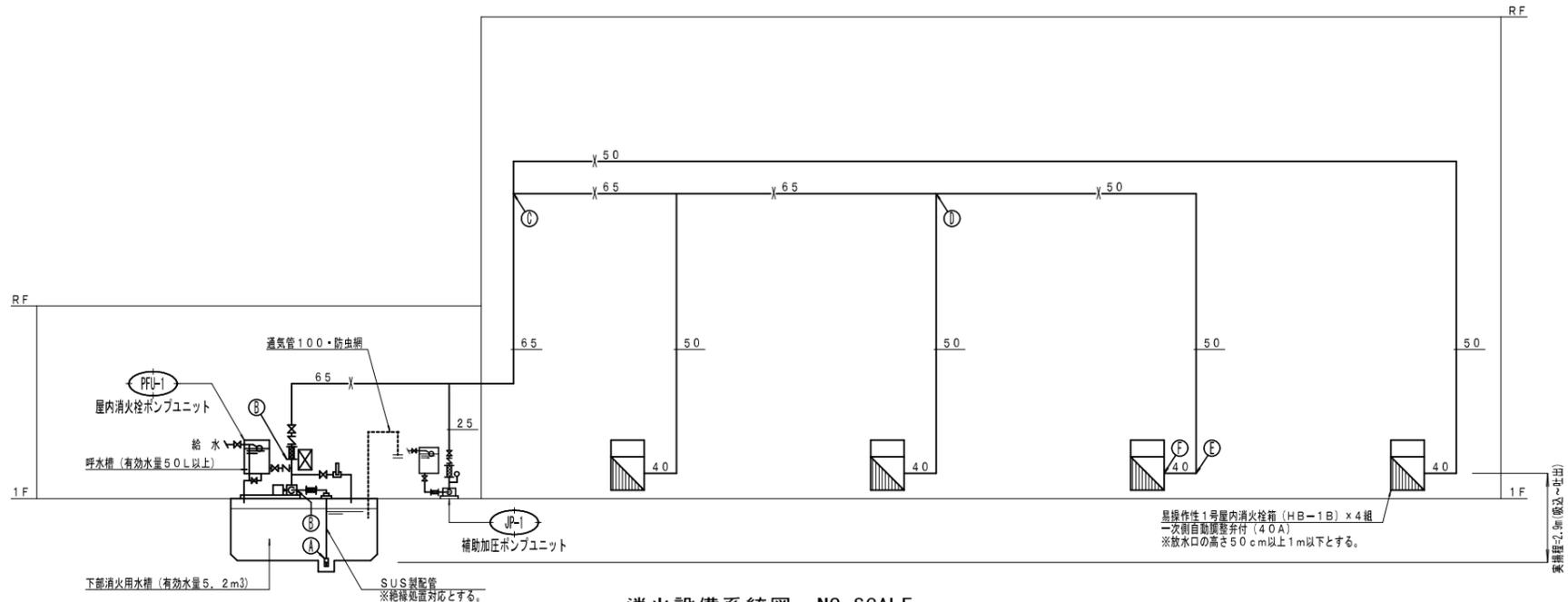
衛生機器表

機器番号	機器名称	機器仕様	電源				台数	設置室	備 考
			Φ	v	k w	w			
PFU-1	屋内消火栓ポンプユニット	型式：消防認定ユニット型（2極又は4極） 容量：φ50×300L/min×55m 始 動 方 式：直入 附 属 品：制御盤，呼水槽，圧力計，連成計，逆止弁， 可とう継手（SUS），相フランジ， フート弁（SUS），サクシヨンカバー，銘板 その他付属品一式	3	200	7.5	-	1	上屋：1階・ポンプ室	コンクリート基礎 （建築工事）
JP-1	補助加圧ポンプユニット	型式：消防認定ユニット型（2極又は4極） 容量：φ15×20L/min×55m 始 動 方 式：圧カスイッチによる始動・停止 附 属 品：制御盤，受水槽，銘板 その他付属品一式	3	200	1.5	-	1	上屋：1階・ポンプ室	コンクリート基礎 （建築工事）

特記事項

- 1) 電気容量は参考値とする。

工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	機器・器具表
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮 尺	A1:NO SCALE A3:NO SCALE
摘 要		図面番号	M-06
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設 計 者	資格者氏名	(株)アーキ5D	
	新里 均	登 録 番 号	一級建築士大臣登録第218581号
	所 在 地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



消火設備系統図 NO SCALE

屋内消火栓設備(1号) 摩擦損失計算書

区間	管径	流量	種類	個数	長さ(m)	長さ計(m)	損失	損失計	
A-B	65A	300	直管		4.9	4.90	18.90	0.04080	0.771
			90°エルボ	4	2.0	8.00			
			フレキ	1	0.4	0.40			
			フット弁	1	5.6	5.60			
B-C	65A	300	直管		7.4	7.40	26.00	0.04080	1.061
			エルボ	2	2.0	4.00			
			チーズ(直流)	1	4.1	4.10			
			チーズ(分流)	1	4.1	4.10			
			フレキ	1	0.4	0.40			
			仕切弁	1	0.4	0.40			
			逆止弁	1	5.6	5.60			
C-D	65A	300	直管		54.9	54.90	93.10	0.04080	3.798
			エルボ	15	2.0	30.00			
			チーズ(直流)	2	4.1	8.20			
D-E	50A	150	直管		46.6	46.60	69.00	0.03817	2.634
			エルボ	12	1.6	19.20			
			チーズ(分流)	1	3.2	3.20			
E-F	40A	150	直管		0.5	0.50	7.50	0.12302	0.923
			開閉弁	1	7.0	7.00			
							合計	9.187	
							端数処理	10.000	...h2

* 各消火栓の30Aバルブ、ホース等に1.0Mpaの圧力が加からない様40A配管に一次側自動調整弁を取付ける。

* 消火用水槽の容量の確認として

- 65Aの配管ノード数 = 67.2m (≒ 68m) 0.00332m² x 68m = 0.22576 m³
- 50Aの配管ノード数 = 88.3m (≒ 89m) 0.00196m² x 89m = 0.17444 m³
- 40Aの配管ノード数 = 1.5m (≒ 2m) 0.00126m² x 2m = 0.00252 m³

∴ 1)+2)+3) = 0.22576 + 0.17444 + 0.00252 = 0.40272 m³ ... 1m³未満となる為、補助加圧ポンプ設置とする。

易操作性1号消火栓設計計算書

1) 水源の容量 V (m³)

$$V = 2.6 \times 2 \text{個 (同時開口数)} = 5.2 \text{ m}^3$$

2) ポンプの吐出量 Q (L/min)

$$Q = 150 \text{ L/min} \times 2 \text{個 (同時開口数)} = 300 \text{ L/min}$$

3) ポンプの定格全揚程 H (m)

$$h1 = \text{消防ホースの摩擦損失水頭 (易操作性1号消火栓 2.5m)}$$

$$h2 = \text{配管の摩擦損失水頭 } h2 = 10.0 \text{ m}$$

$$h3 = \text{実揚程 (吸込実揚程 + 吐出実揚程)} \quad h3 = 2.9 \text{ m}$$

$$h4 = \text{ノズルの放水圧力水頭 (易操作性1号消火栓 1.7m)}$$

$$\text{ポンプの全揚程 } H = 2.5 + 10.0 + 2.9 + 1.7 = 54.9 \sim 55 \text{ m}$$

4) 電動機容量 R (kw)

$$R = \frac{0.163 \times 1 \times 0.3 \times 55.0}{1 \times 0.44} \times 1.1 = 6.72 \text{ kw}$$

5) 消火ポンプ、電動機の容量決定

$$50 \text{ A} \times 300 \text{ L/min} \times 55 \text{ m} \times 7.5 \text{ kw} \text{ を使用する。}$$

* ポンプ電動機の容量は所轄消防と打合わせた決果機能に支障がなければ変更可能とする。

凡	例	
記号	名称	仕様
仕切弁	仕切弁 (消防認定品)	JIS 16K
逆止弁	逆止弁 (消防認定品)	JIS 16K
可とう継手	可とう継手 (消防認定品 消防第199号)	ステンレス製 (16k) フランジでの接続部分は両フランジ部分で、絶縁ボルト、パッキン、シールド等の絶縁処理をすること
PFU-1	屋内消火栓ポンプユニット	50φ x 300 L/min x 55m x 7.5KW
JP-1	補助加圧ポンプ (消火用補給水槽兼用)	15φ x 20 L/min x 55m x 1.5KW 受水槽50L付 制御盤付
テスト弁	テスト弁	40A 40A x 3.2A 蝶弁兼具付
ポンプ制御盤	ポンプ制御盤	ポンプユニットに含む
易操作性1号消火栓箱	易操作性1号消火栓箱 (HB-1B)	1350 x 750 x 200 x 1.5 SUS製 (起動力1.0MPa仕様) 消防用ホースの長さ: 30m
消火器	消火器 (別途工事)	ABC粉末消火器 (型式は図中に明記)
消火器	消火器 (格納箱共) (別途工事)	ABC粉末消火器 (型式は図中に明記) (ステンレス製格納箱付)
屋内消火栓配管	屋内消火栓配管	JIS G 3452 (白管) 埋設部分は外面被覆管 (SGP-VS) 使用

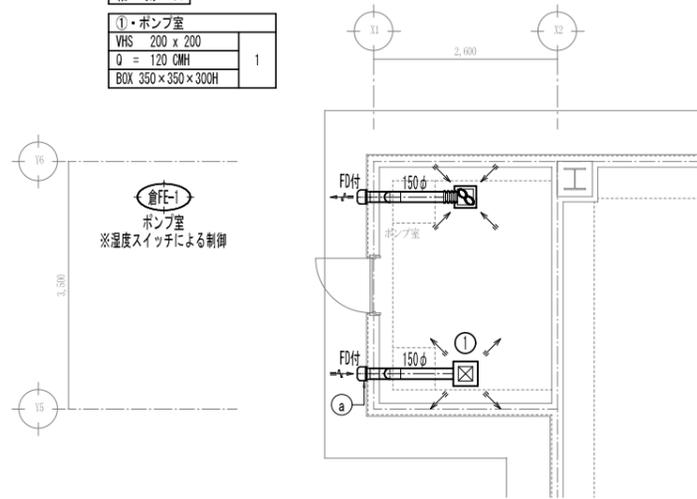
特記

- 消火ポンプの制御盤前面は1m以上確保すること
その他ポンプの周囲は60cm以上確保すること
- ポンプ室内に湿度センサー付換気扇を設置すること (FD・防虫網付)
幅50cm以下、高さ50cm以下の開口とし防虫処置 (防火ダンパー) 及び雨水等の侵入防止処置としてフード設置とする
吸気孔も同様として下さい
- 消火ポンプ室を貫通する配管は、原則として鋼管を使用し、電気線等がポンプ室を貫通する場合も鋼管を使用して下さい又、ラックを使用する場合はラックカバー付とし電線を露出させず貫通部分に防火キットを設けること
消火ポンプ室の標識は、短辺15cm以上、長辺50cm以上とし赤地に白文字で「消火ポンプ室」として下さい
- 現場にて減圧弁等を使用する場合は、系統図に明記し所轄消防と協議とする (0.7Mpaを超える部分がある場合)
- 屋内消火栓の設置について25m包含について実際にホースを延長しても放水が可能であるか確認出来るようにすること
間仕切り壁等の影響でホースの延長が不可になる場合は、消火栓箱の増設をすること
- バルブ類及びFJは、消防認定品 (16kg耐圧) とすること。送水口側の25GV x 2も消防認定16Kとする
- テスト弁は、弁側から逆止弁、仕切弁の順で配置すること (逆止弁、仕切弁は16k対応)
- 消火ポンプはの給水側のフレキ継手は、消防認定品でなければ取りかえること
- 屋内消火栓の制御盤は、キーブリーが設けられていること。
キーブリーを設置出来ない場合は、消火ポンプを取り替えること
- 外気が流通する場所に設置する消火器は、格納箱付 (ステンレス製) とすること。
- 消火配管については、原則として埋設しないこと。やむをえず埋設とする場合には、埋設部分から配管が出た部分とで絶縁施工 (フレキシブル継手の消防認定品を使用して両フランジ部分で絶縁ボルト・パッキン・シールド等の絶縁処理) すること
- 消火埋設配管について、1.6Mpa耐圧合成樹脂管仕様とし埋設配管は、埋め戻す前に消防の中間検査を受けること
- 屋内消火栓用の「消火用水槽」及び「貯水槽」は、消火設備の機器配管、バルブ等に影響を与えないために上水道水とする
- 消火設備機器周囲のバルブには、開閉表示の札を設けること
- 消火器は床面からの高さが1.5m以下に壁掛け固定 (例: フック掛け等) し、「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けること。
表示は、地は「赤」、文字「白」で長辺24cm以上、短辺8cm以上のものを使用すること。
尚、これ以外の標識を使用する場合には、事前に予防課設備指導係と調整すること。
- 給排水管、その他の管が不燃区画の壁若しくは床を貫通する場合においては、建築基準法施行令第129条の2の4第1項第7号イ、ロ又はハのいずれかに適合し、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- 消火設備の配管は、RC躯体の電氣的絶縁【絶縁スリーブ・絶縁吊り金具・絶縁固定 (防食テープ巻等)】処理を施すこと。
- フレキシブル継手を使用する場合は、消防認定品とし絶縁施工 (両フランジ部分で絶縁ボルト・パッキン・シールド等の絶縁処理) とすること。

工事名称	(仮称) 新港心頭10号上屋建設工事 (本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	消火設備系統図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:NO SCALE A3:NO SCALE
摘要		図面番号	M-07
検印	管理建築士	設	計
		製	図
		設	名
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16

給気口

①・ポンプ室	1
VHS 200 x 200	
D = 120 CMH	
BOX 350 x 350 x 300H	



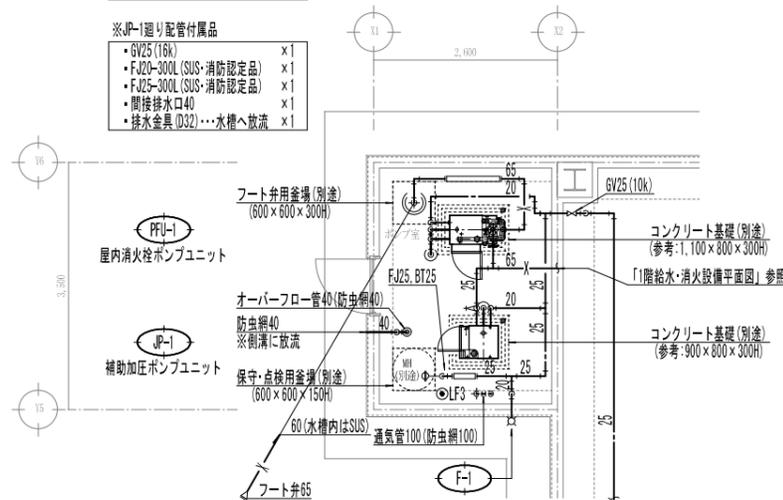
1階換気設備平面詳細図 S=1/50

※PFU-1廻り配管付属品

- ・FJ20-300L (SUS) x1
- ・FJ65-750L (SUS・消防認定品) x1
- ・間接排水口40 x1
- ・排水金具 (D32)・・・水槽へ放流 x1

※JP-1廻り配管付属品

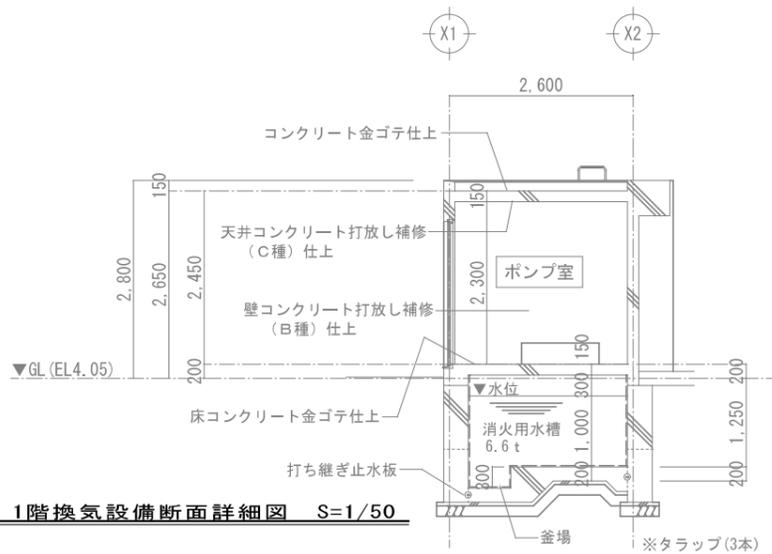
- ・GV25 (16k) x1
- ・FJ20-300L (SUS・消防認定品) x1
- ・FJ25-300L (SUS・消防認定品) x1
- ・間接排水口40 x1
- ・排水金具 (D32)・・・水槽へ放流 x1



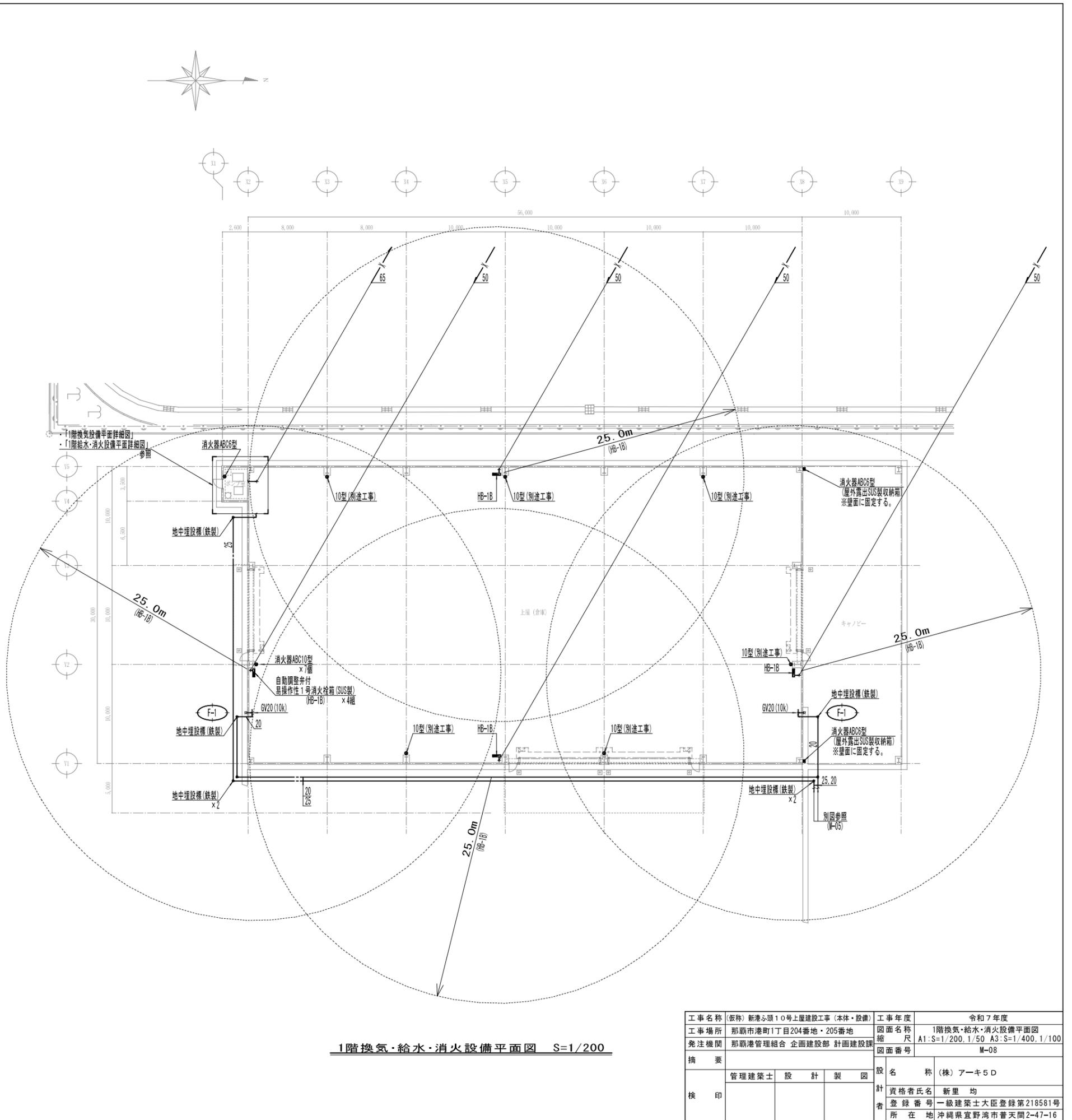
1階給水・消火設備平面詳細図 S=1/50

特記

- ※ 消火ポンプの制御盤前面は1m以上確保すること
- ※ その他ポンプの周囲は60cm以上確保すること

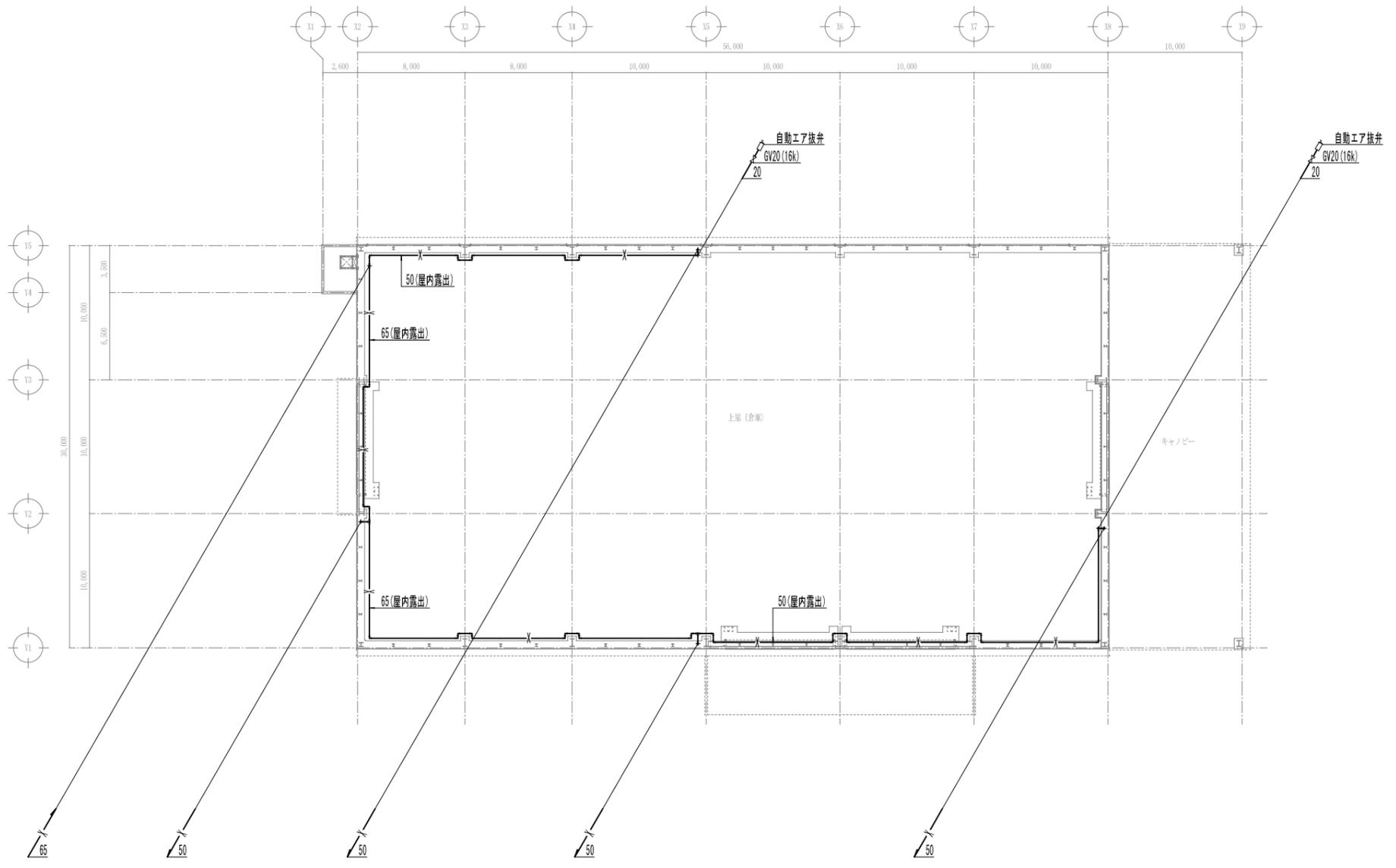


1階換気設備断面詳細図 S=1/50

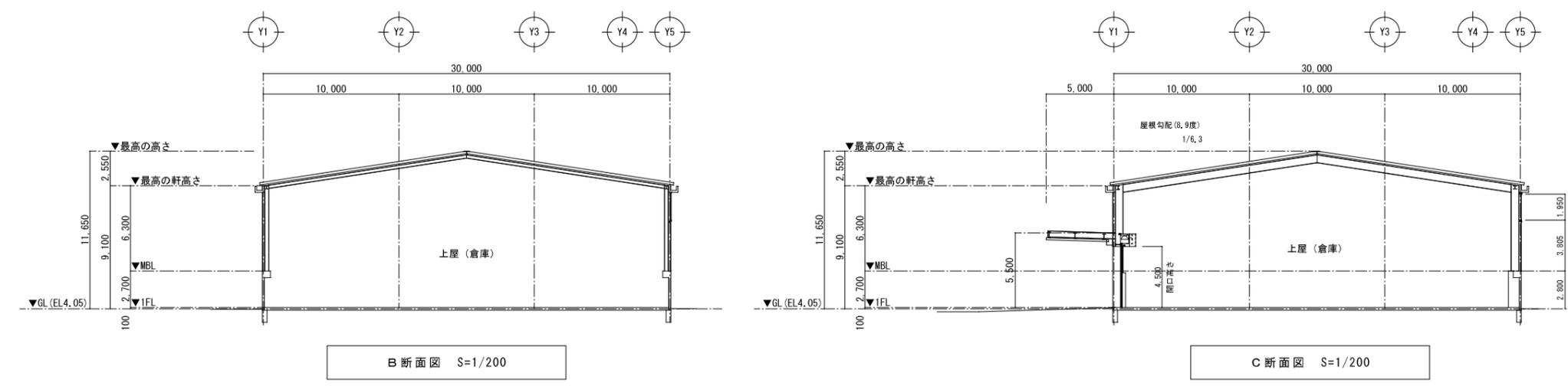
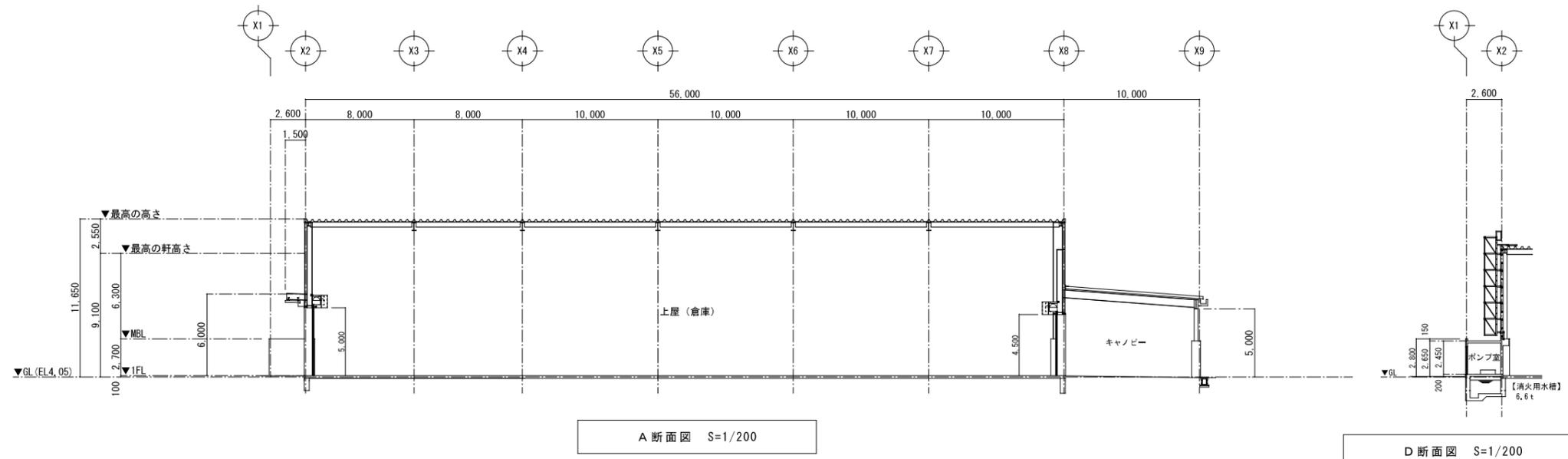


1階換気・給水・消火設備平面図 S=1/200

工事名称	(仮称) 新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	1階換気・給水・消火設備平面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	図面尺	A1:S=1/200, 1/50 A3:S=1/400, 1/100
概要		図面番号	M-08
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	(株) アーキ5D		
資格者氏名	新里 均		
登録番号	一級建築士大臣登録第218581号		
所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16		



工事名称	(仮称)新港心頭10号上層建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	上層部消火設備平面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	M-09
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	資格者氏名	新里 均	
	登録番号	一級建築士大臣登録第218581号	
	所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16	



工事名称	(仮称)新港心頭10号上屋建設工事(本体・設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	那覇市港町1丁目204番地・205番地	図面名称	断面図
発注機関	那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課	縮尺	A1:S=1/200 A3:S=1/400
摘要		図面番号	M-10
検印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	(株)アーキ5D
		資格者氏名	新里 均
		登録番号	一級建築士大臣登録第218581号
		所在地	沖縄県宜野湾市普天間2-47-16